

日本とイギリスの部活動行政の比較研究（Ⅰ）

——イギリスの部活動行政の現状と問題点——

内 海 和 雄

一 問題の所在（日本とイギリスの問題状況）

日本では、一九九六年に中央教育審議会第一次答申が出され、部活動への全員加入制、勝利至上主義、週七日部活動が批判された。そして部活動は学校スリム化の項で論じられた。同年一二月の文部省部活動調査では部活動への肯定的感情は多いが練習過剰傾向があると指摘した。また、同年一二月の保健体育審議会への文相の諮問にも、部活動のあり方の検討が含まれている。九七年六月の中間報告では課題解決の方策として「外部指導者」「地域スポーツクラブ」「民間スポーツクラブ」の活用を提起している。一方、深刻化する部活動問題に対して県以下の教育委員会は、トップである文部省の方向が未だ見えない段階で逡巡しているところも多いが、多様な改革を模索しているところ

ろもある。

今後の部活動をめぐる最大の論点の一つに、部活動の「社会体育への移行」問題がある。ここには二つの潮流がある。一つは経済同友会の『学校から「合校」へ』（一九九五、四）に典型的に見るように、基調として学校の民営化の一環として地域の教育産業への移行というニュアンスである。他方は、公的教育の責任範囲内での社会教育への移行である。現在は後者が主流であるが、前者の動向も監視が必要である。

先の文部省部活動調査によれば、部活動を指導している中学校の教師の半分以上が移行を望んでおり、父母や地域指導者の圧倒的部分は学校での指導を望んでいる。ここに、教師の置かれた多忙な実態と、親などの希望との乖離がある。中には部活動の地域への移行の論拠として、「ヨーロッパのような地域のスポーツクラブが全面的に引き受けたらよい」という意見もある。ここには、ヨーロッパ諸国では部活動が無いという前提でいるのと、日本の地域スポーツの現状がおよそ部活動を受け入れる実態ではないことを全く無視しているという、二重の意味の誤りがある。

諸外国の部活動の実態把握は日本の部活動の今後のあるべき姿の研究、行政的施策にとって参考となるものである。逆もまた真なりである。以降に述べるように、特に八〇年代から九〇年代へ掛けての日本とイギリスの動向は、背景に産業化が進む諸国が文明病として抱える運動不足病や人間関係の希薄化によるコミュニケーションの必要性、福祉政策としてのスポーツとマネタリズムの中でのスポーツの私事化政策など、共通性も多い。

二 一八〇—一九〇年代の教育政策とスポーツ政策

1 サッチャリズムの導入

イギリスの部活動が広く世間一般に問題化されるのは八〇年代中頃からであるが、まず八〇年代以降九〇年代のイギリスの政治経済政策、教育政策、スポーツ政策を概観しておきたい。

一九世紀までの資本主義の下で、封建社会とは異なり、国家といえども正当な理由が無ければ個人の命を奪うことはできないという「自由権」を国民は獲得した。一方、自由放任主義の資本主義であったから企業においても、社会生活においても、個人の努力が最優先され、資産のない者は無能力者としての烙印を押された。

ところが、資本主義の不況、戦争が激しくなると、個人の能力では如何ともしがたい原因でおきる失業や貧困が社会問題化してきた。つまり、個人がいかに能力を持ち、働く意欲を持っていたとしても、仕事が無いのである。こうなると個人の命を保護し、維持するためにも社会的・国家的な救済策が必要になる。それらを要求することが「社会権」である。

特に、二〇世紀は労働権、社会保障権等を基本にして、この基本的人権の発達した世紀でもあった。イギリスでも今世紀初頭に自由放任主義からの転換をし、戦後の福祉国家政策は社会権のいっそうの拡大であったし、日本国憲法もこの人権保障の世界的動向をかなり反映したものである。

さらに七〇年代を中心に、先進資本主義国では公害を始めとする多くの矛盾の発生と人権意識が高揚して、教育権や環境権、スポーツ権等の「新しい人権」を生み出し、国民の生活を保障してきた。こうして国民の生活は「平等性」の保障の上に社会生活での「競争性」も保障されていた。とはいえ、その平等性も不十分であることは誰もが認めるところであった。

しかし八〇年代に入るとその平等性が気に入らない、いやむしろその平等性こそが国民の怠惰、経済の不況を生むのだと主張し、これまでの歴史が積み上げてきた国民の平等性の思想と施策を根本的に覆そうというのが、サッチャ

リズムないしマネタリズム、新自由主義といわれるものである。イギリスでのサッチャリズムと同様、アメリカでのレーガノミックス、そして日本での「中曽根『行革』」であった。平等性、社会的保障を捨てて「経済の効率化」「経済の活性化」という表現の下に多国籍企業をはじめとする大企業中心の利潤、利益を確保せんとする営利化、私事化によって深刻化する資本主義の危機を乗り切ろうとするものである。国民生活のうえで、これまで公共性を有し公的に保障されてきたものが、個人の責任で対処させられ、今世紀の人権の発展の成果が根こそぎ否定されようとしている。したがって、国民は少しでもよい生活しよう、収入を増やすためにあくせくし、多忙化の生活を強いられている。もしその競争から降りれば、それは貧困な生活、社会的な敗北を意味するからである。

こうして、現在の国家全体、そしてもちろん教育の中でも「競争」と「平等」は厳しいイデオロギー的対立の中に置かれている。競争には本来二つの側面がある。一つは「協力的競争」であり、他方は「蹴落としての競争」である。例えば、スポーツや将棋などの競争を楽しむ文化は本来前者である。相互に高めあうことが前提として成立する文化だからである。一方戦争などは相互の人格・生命否定を目的とするから後者の典型である。しかしスポーツが無理矢理後者の蹴落としての競争に曲げられている実態もある。新自由主義が進める一九世紀的な、野蛮な蹴落としての競争を具体化した人格と、平等と協力的競争とを具体化した人格とではどちらが人間的であるかはいうまでもない。

こうして、サッチャリズム、マネタリズムあるいは新自由主義の下で、八〇年代以降これまでの福祉国家政策は根本的に崩されようとしてきた。こうした政治的、経済的な背景は教育界をも規定し、戦後福祉国家政策の下で形成されて来た個々人の多様な発達を保障するための平等な機会を保障する公共的な教育政策が抑圧され、教育内容、学校運営の競争化、教育の営利化・個人責任化が拡張している。そしてこの対立は後に見るように体育科や部活動を含む学校スポーツにとっても例外ではない。

2 教育改革

イギリスの義務教育は、五——一〇歳の小学校と一一——一六歳の中等学校からなりたっている。中等学校はパブリックスクールを中心とする私立校と、公立校に分かれ、公立校も以前はエリート校としてのグラマースクール（約10%）と普通校であるモダンスクール（85%）、そして技術校であるテクニカルスクール（5%）にはっきりと分離されていた。一九六四年には労働党政府による「すべての子に平等な中等学校を」の理念の下に、公立校の格差を縮めんとして、三校を統合したコンプリヘンシブスクール（総合中等学校）政策によってかなりが再編され、現在に至っている。これは小学校と同様に、能力別のクラス編成をせずに混合としたり、また、いろいろなコースを取り込んだまさに総合的な学校であり、福祉国家政策の真只中であって、子どもたちの教育への機会の平等性を前面に押し出したものである。

八六年より一六歳の卒業資格試験（General Certificate of Secondary Education: GCSE）が導入され、生徒は九——一〇教科程度を七段階からなる成績に挑戦する。中等学校には、大学受験資格試験コースである一六——一八歳までの「シックスズ・フォーム」が併設されているところが多い。

八〇年代以降のサッチャリズム下での競争と個人責任を理念とする諸政策は、これまで児童中心主義の教育や平等性の尊重が競争を否定して学力低下を招き、その原因は政府・地方教育当局・学校の三者の非効率的な関係にあるとして、主に労働党主導の地方自治体の弱体化を意図した攻撃が強められた。こうして八八年教育改革法では次のような教育内容と教育制度の大再編が施行された。

ナショナルカリキュラムの制定——従来カリキュラムの編成権は学校長にあったが、文部省は統一カリキュラム（ナ

シヨナルカリキュラム)を導入した。核教科三(英語・数学・理科)、基礎教科七(美術・地理・歴史・外国語・音楽・体育・技術)を、小・中等学校を四階梯に分け、それぞれの学習領域を到達目標型にして、学力内容を規定した。二〇数名のクラスでの到達目標の設定それ自体を否定してはまずいが、しかしこの過程で教員と学校的大幅な権限の縮小を伴った。その代わり、学校理事会(School Governing Body)の権限が増した。

学区制廃止・学校間格差拡大―中等学校の卒業資格試験(GCSE)は全国で共通である。九二年度より各学校の平均点が順位表(リーグテーブル)として公表され、この結果学校の序列化が公に進められ、学校・教師はその順位を高めるようプレッシャーを受けるようになった。さらに学区制が廃止され、親はどの学校を選択してもよい事になった。順位の高い学校に我が子を入れたいのは心情である。こうして学校間格差が公然と推進され、上位校は多くの生徒を集め、生徒数に伴って補助金を得るのでますます栄えるが、一方底辺校では廃校になり、地域格差がいつそう進化した。

学校の民営化・私事化―学校予算は生徒数に応じて決定されるため、教職員や学校理事会は単なる教育者集団に止まることは許されず、教育産業経営者としてもその資質を要求される。学校施設の地域貸出しも有料化され、業者との連携も要求される。また、医療費の無料化で世界の先進をきった国民医療制度(NHS)も改悪され、貧困者が医療を受けにくくなっている。こうして「揺りかごから墓場まで」という福祉国家は危機に直面し、これらの結果、教育に限らずイギリス社会全体での貧富の格差が拡大している。

進学・部活動の過熱化―特に中等学校はより多くの小学生を迎え入れようとするために、いろいろと気をひくことをしなければならなくなった。リーグテーブルでの順位を上げるために、これまでの児童中心主義的な、子どもの自主性を尊重した教育は効率的でないとして、一斉主義的な詰め込み、あるいはより競争的な授業へとの方向を強化さ

せている。「**大学」への合格者数とか、さらには部活動で県大会や全国大会でどれだけの成績を残したか等が学校のPRにとって目立つので、こちらでも競争化、過熱化が促進される。

こうした背景に、学校スポーツも規定されている。

3 スポーツ政策―八〇年代、九〇年代の概略

イギリスにおける体育科教育は先にも述べたように、戦後の中等学校の拡大と共に大いに発展したものである。戦後初期まで、体操がその中心教材であったが、五〇年代中頃から次第にスポーツも導入されはじめた。とはいえ、施設は未だ不十分であったから、パブリックスクールやグラマースクールの一部で楽しまれていたのみである。労働者階級そしてその子どもたちは、系統だったスポーツ教育を受けられず、もっぱら観戦者としての「見る」スポーツの対象であった。しかし六〇年にはウォルフendenレポートが出され、労働者階級に対しても地域で積極的にスポーツを普及しようとする動向が活発化した。これは学校スポーツにとっても朗報であった。というのはその政策の具体化の一つに学校施設の地域との共同利用(Dual Use)が強調され、学校に隣接して新たな施設が作られはじめたからである。これにより結果的に学校スポーツとしてもスポーツを多くの生徒に提供することが可能となった。この意味で学校スポーツ、特に部活動の発展にとってもウォルフendenレポートは大きな意義を持った。そして体育科教育にとってスポーツ教材は急増し、六〇年代には主要な教材となった。と同時に、影響力を強めつつあった児童中心主義教育の下で、スポーツの競争性の過度の強調は子どもらの格差を固定化し、あるいは運動一般への意欲を減退させるのではないかとの批判から、授業の中でストリートに表現されるのではなく、男女共習や同質集団での学習として志向された。こうした革新的な体育観が後に保守系から「競争否定の教育」として批判されることになる。

さて、イギリスの国民全体のスポーツ政策は一九六〇年のウォルフendenレポートをきっかけとして、六五年のスポーツカウンシル（諮問機関）の設立以降に実質的に機能した。イギリスの国際的な競技力の相対的な低下の克服と、一方では労働者階級の青年問題対策としての側面を統一させて、これまで中産階級までの文化であったスポーツを国民全体に普及させようという福祉国家政策がその基盤となった。これはスポーツ政策の視点からすれば「自由放任の終焉」であり「公共性の台頭」であった。⁽¹⁾つまりスポーツが個々人の責任による享受だとするアマチュアリズムを根底から覆し、スポーツは公共的に支えられるものという思考も一般化して来た。⁽²⁾

スポーツカウンシルは一九七二年の執行機関化に伴ない、政策全体としてのスローガンとして、すでに欧州審議会（CE）で推進していた「スポーツ・フォー・オール」を採用した。七四年の地方自治体統合はスポーツ施設建設における有利な条件となり、七四―五年にかけて急激な進展を見せた。特にプールやスポーツホールは急増し、「公共性の発展」が始まった。スポーツカウンシルでは地域の実態把握を基礎に必要施設の建設計画を設け、地方自治体との共同によって地域住民のスポーツ参加政策を大いに促進した。七〇年代のCEを中心とする西ヨーロッパに普及しつつあった国民のスポーツを享受する権利＝スポーツ権の承認とその具体化である。先に述べた地域と学校の共同利用（Dual Use）の理念によって、学校教育施設も少しずつ充実していった。これは学校スポーツの発展にとっても幸いであった。

八〇年代に入ると、サッチャリズムの下で、貧富の格差は拡大し、八〇年代初頭には失業の増大に伴う都市暴動も勃発した。こうした都市住民の鬱屈を晴らす手段として、例えば「アクションスポーツ」等のような地域スポーツの組織化政策が緊急対策として推進された。これは上からの「公共性」の施行であり、社会統合的施策であった。だが、これらの施策にもかかわらず、「スポーツ・フォー・オール」政策は社会的弱者、つまり都市貧困者、老人、民族的

少数者、家庭婦人、中等学校卒業直後の若者等、総称的に労働者階級のスポーツ参加は意図されたほどには進展しなかった。サッチャリズムによる社会的格差の拡大が、こうして国民、地域住民のスポーツ享受にブレイキとなったからである。だが、スポーツカウンシルも八二年には基本方針『地域におけるスポーツ——一〇年計画——』を制定し、一三—二四歳の若者のスポーツ参加をその一つの重点とした。これは「この時期のスポーツ享受のあり方が生涯スポーツの基礎である」との政策的意図からのものである。もちろん部活動もその推進の一環に位置づけられた。だが、学校卒業者の失業率の増大とも関わり、思うような結果を残せなかった。後に触れるが、八五年にはサッチャリズム下の教育条件・労働条件の悪化に抗議する教員の大規模なストライキ、それに連動した教員のサービス残業としての部活動からの撤退は、子どもたちのスポーツや文化享受の上でも深刻化していた。と同時に、イギリスのサッカーファンの暴動、つまりフーリガンはイギリス国内のみならず、西ヨーロッパへも波及し、さらに勝利至上主義の弊害であるドーピングはヨーロッパの青少年にも深刻な影響を与えはじめていた。これに対処することが学校スポーツの大きな課題であった。こうして八〇年代の学校スポーツへの関心はいろいろな側面から高まらざるをえなかった。スポーツカウンシルでは先（八二年）の基本計画を修正して、八八年には『地域におけるスポーツ——九〇年代へ向けて、八八—九三年の戦略——』を出し、九〇年代への戦略を練った。すでに八七年の全国家庭調査（General Household Survey）がなされ、一六—一九歳の八六%が調査時の一ヶ月前に何らかのスポーツに参加しているという好結果を得ていた。関連するいくつかの調査でも、最近の若者は広範な活動に興味があり、スポーツに熱心であり、いろいろな活動に参加希望を持っているが、男女の性差が大きく、六〇年にウォルフendenレポートが深く自覚した労働者階級の青少年のスポーツ参加の少なさ、つまり学校体育の充実から一氣に無活動へという「ギャップ」を未だ引き継いでいるとの認識を示した。³⁾ こうしてスポーツカウンシルでは八八年の政策では「若者」の範囲を五—一八歳に変更

して、年齢別の重点施策の継続をした。学校スポーツのあり方が子どもたちの生涯スポーツを決定づけるとの考えから、部活動も重要な位置を占めている。

九〇年代も引き続きサッチャリズムの下で、政治経済的な基盤は民営化、私事化、競争化のいっそうの強化であり、スポーツ政策の基本も、国レベルのスポーツカウンシルは競技力の向上と国際的な行事への重点化をして、地域スポーツの振興責任は地方自治体へ移行させるという「後退」を示した。地方自治体は国からの交付金の減額の中で、一方では自治体業務の民営化、つまり強制競争入札（CCT）の導入を迫られ、他方では取り残して来た労働者階級、社会的弱者のスポーツへの公共的な参加策の進展を迫られている。こうして九〇年代のスポーツ政策は八〇年代以上に上からの私事化、民営化と下からの公共化の拮抗と捉えられる。確かに、サッチャリズムの政策からすれば、自治体のスポーツ政策の全面にわたって民営化を推進したいところであるが、自治体の現実には本来の下からの公共性ではなく、社会統合の対象として、つまり上からの「公共性」をしなければ、地域が崩壊する危機（都市暴動、地域暴動等）を内包する実態の中で、私事化と公共化が拮抗し、しかも上からの「公共性」と下からの公共性の拮抗する矛盾を抱えているのが九〇年代のイギリススポーツ政策の特徴である。

スポーツカウンシルは九三年に『九〇年代のスポーツ―新たな地平線―』で九七年までの五ヶ年計画を設立した。これまでの国民、地域住民のスポーツ参加の実態は、社会階層、民族格差をはっきりと示している。こうした指摘の上に重点施策が取られている。スポーツ政策の上でもイギリスの労働者階級問題は民族的少数者の問題を内包しながら、未だ政策的な重点とされている。だが、スポーツカウンシルの組織再編、政策的変更の影響の中で、少年スポーツの一般的な高揚策は指摘されたが、具体的な年齢対象は明確にされていない。

- (1) 内海和雄「イギリススポーツ政策研究(1)」「(2)」一橋大学研究年報『人文科学研究』33、34、一九九六、一九九七年。
- (2) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不味堂出版、一九八七年。
- (3) Sport Council, *Young People and Sport: Policy and framework for action*, March 1993, p.32.

三 部活動の歴史と意義

1 部活動の歴史

イギリスの部活動の実態はこれまで日本ではほとんど知らされてこなかった。地域スポーツが盛んな分、部活動は無視に近く、日本での先行研究は皆無である。これは、イギリスの部活動が存在しなかったのではなく、日本の部活動自体があまり問題とされることが無かったために、イギリスをはじめとする諸外国の部活動を検討する比較研究の必要性が無かったというのが真実である。

イギリスでの学校スポーツの歴史は⁽¹⁾一九世紀初頭のラグビー校やイートン校等のパブリックスクール(私立のエリート校)での「マッスルクリスチャニティー」に結合した「近代スポーツ」の発展に起因する。スポーツは単なる健康や体力の向上ばかりでなく、人格や性格の育成、リーダーシップや協調性の育成にも活用された。スポーツはまたイギリスのナショナルリズムにも結合され、スポーツをプレイすることは支配階級としてのステイタスシンボルであったから、二〇世紀に入っても労働者階級を中心とする庶民の子弟の行く公立学校では、「体育科」に体操教材は導入されたが、スポーツ教材は導入されなかった。もちろん、一九三三年の指導要領(Syllabus)にはスポーツ・ゲームも記述されたが、施設や指導者も無く、公立中等学校のエリート校であるグラマースクールでの若干の享受を除け

ば、ほとんど不可能であった。⁽²⁾

第二次世界大戦後、一九四四年の教育法（バトラ法）によって、公立中等学校の体育科が誕生し、男性体育教師が増加した。これまでの女性教師中心のスエーデン体操教材から、ドイツ体操、競技体操へ比重が移行し、五〇年代中頃からトレーニング論も活発化し、スポーツ教材も徐々に導入され、六〇年代には中心を占めるようになった。地域スポーツへの子どもたち、つまり労働者階級と彼らの青少年の参加は一九六〇年のウォルフエンデンレポート以降、スポーツカウンシルの政策の進行に伴ってである。

七〇年代はイギリス社会でも福祉国家政策が大きく進んだ時代であり、地域スポーツ施設の建設は記録的な上昇をみた。⁽³⁾ それらと並行して主に労働者階級の青少年対策としての地域スポーツ振興、そして同時に地域スポーツや学校でのスポーツ部活動が少しずつ活発化してきた。このスポーツ導入は支配階級のイデオロギー普及の媒体としても活用された。⁽⁴⁾

パブリックスクールは公立のグラマースクールにとっても理想型であったから、そこでの学校スポーツもまたパブリックスクールをモデルとしたものであった。そうした教育像、学校像、スポーツ像はその後のコンプリヘンシブスクール（公立総合中学校）の学校像にも厳然たる影響を与えてきた。こうして、スポーツは学校スポーツ、つまり体育科の教材としても、そして部活動という自主的サークルとしても、過去から現在にわたって、学校の重要な構成部分となっている。

(1) 学校スポーツの原語は School Sport であるが、体育科 Physical Education と部活動 Extra-curricular sport activities, School sports activities の総称で使われる。子どものスポーツ活動を保障する上で、体育科、部活動、地域スポーツ活動の

表-1 若者への体育やレクリエーション提供における協同の責任体制

	カリキュラム (ナショナルカリキュラムや他の体育)	部 活 動	地域での活動
活動の責任	学 校 校内 校外	学校/地域 校内 校外	地 域 校内 校外
活用時間帯	授業時間	昼食時、放課後 週末、休日	放課後 週末、休日
教育責任	体育教師 —	交 渉 事 項	競技団体 — コーチ/リーダー ボランティア
活用資源	学 校 —		— 地 域
財政援助	教育機関 —		レジャー事業や ボランティア団体
料 金	無 料 —		— 有 料

三者の関係は表-1の様に描かれる。今後は、この規定に従う。尚、この表-1の出典は以下の通り。The Department of Education and Science, *Physical Education for ages 5 to 16. Proposals of the Secretary of State for Education and Science and the Secretary of State for Wales*, August 1991, p. 71. 因みにこの資料は、後述する一九八八年教育改革法の執行過程で体育科のカリキュラム遂行のガイドラインとして専門委員会から提起されたものである。

簡単に解説すれば、体育科のカリキュラム、部活動、そして地域でのスポーツ活動の三者の場所、時間帯、教育責任者、財政援助、料金等を示したものである。特に部活動の責任者と活用資源、財政援助、料金については中間にあつて「交渉事項」とされている。部活動自体は、活動責任も学校、活動時間帯も学校時間を中心としており、「カリキュラムの価値ある拡張」(p. 67)として高く位置づけられているが、実体は学校と地域の間形態に考えられている。

(2) 内海和雄「イギリスの体育科と目標」『体育科の学力と目標』青木書店、一九八四年。

(3) 内海和雄「イギリススポーツ政策研究」(1) (2) 一橋大学研究年報『人文科学研究』33、34、一九九六、一九九七年。八〇年代中頃に至っても、スポーツ・フォー・オールそれ自体は、当

初の計画通りには進まず、社会的弱者つまり民族的少数者、高齢者、女性、子ども、車を持たない住人、障害者等はそうした社会的恩恵から外れていたことは、背景として認識しなくては必要がある。(McIntosh, P. C., et al., *The impact of sport for all policy 1966-1984*, Sports Council, June 1985)

(4) Kirk, David, *Defining Physical Education: Social Construction of a School Subject in Postwar Britain*, The Falmer Press, 1992. この視点はヘゲモニー論を基礎とする分析であり、戦後の福祉国家下での体育科の展開が見事に描かれている。しかし、労働者階級へのスポーツの普及による、労働者階級自身のスポーツ文化の担い手としての成長、要求の分析などの視点は、弱いように思える。これはカークの依拠するハーグリーブスについても言えることであり、ヘゲモニー論の方法上の問題点と思われる。弁証法的研究方法からは外れてしまっている。

2 部活動の意義

次のものは欧州審議会 (Council of Europe: CE) が国際学校スポーツ連盟 (ISF: 最後の「八部活動推進の組織」で紹介する) と共に一九八一年にヨーロッパ25ヶ国の部活動について調査したものである。⁽¹⁾

①第一の目標

- ・活動の教育的価値の追求
- ・体育授業の補足
- ・生涯スポーツへの準備

②第二の目標

- ・既存のクラブの欠損の補償、つまり女子や普通の子どもたちへの活動の保障

③第三の目標

- ・スポーツ活動への社会的・文化的視点の適用

- ・子どもたちが自らに適切な活動を選択できるように援助

- ・部活動での交流の促進

次いでイギリス国内で、全国学校スポーツ評議会（NCS S…最後の「八、部活動推進の組織」で紹介する）は部活動の意義として次の点を示している。⁽²⁾

- ①生徒の自己認識への援助

- ②体育教育の発展

- ③生涯スポーツへの準備

- ④競争への挑戦や代表としての名誉を提供

- ⑤トップ競技者への機会

これらをより細目的に見たのが以下の一一項目である。⁽³⁾

- ・健康の維持
- ・競技の追求
- ・生涯スポーツの創造
- ・活発な生活スタイルの発展

- ・参加と機会
- ・社会的個人的発達
- ・自己認識と自信
- ・他者との協力

- ・社会的文化の中でのスポーツの役割
- ・レジャー教育
- ・楽しみ

先の国際学校スポーツ連盟の部活動の意義は、必要以上の「競争」を控えるように促したが、それは一般のスポーツとは異なる、まさに学校教育としての部活動であるからである。そしてそのことはこの全国学校スポーツ評議会の主張する「拡張カリキュラム」としての部活動の意義でもある。それぞれ表現は若干異なるものの、部活動の意義、目標自体は世界的にも、あまり大きな差異はないようである。

以上のように、部活動の意義としては、教育活動としての視点、健康体力などの身体的な視点、性格形成や道徳形成等の視点、協力共同的視点等である。

しかし、これらの資料では直接的には述べられていないが、次のような事項はそれぞれの国のスポーツ政策の前提として考えられていることである。

第一に、社会の省力化、ストレスの増加、人間関係の希薄化の中にあつて、身体的健康・体力の育成とストレス発散、人間関係の円滑化の文化財として国民全般のスポーツ要求と同時に、子どものスポーツ要求の向上も必然的な傾向であるということ。

第二に、だからこそ、それらの要求を誰かが対応しなければならず、この場合スポーツ自体の公共性に規定されて、学校なり社会教育なりの公的な対応が各国で問われている点である。

第三に、ではいったい「なぜ学校で行うか」という疑問である。社会体育でも、地域スポーツクラブでも良いではないか、なぜ学校教育に拘るのかという質問への回答が用意されなければならない。健康上の理由やストレス発散の理由は部活動外の諸活動でも充足できる内容である。まさに、部活動としての特徴は、異年齢集団、同学年集団としての生徒間、そして生徒と教師間のコミュニケーションの円滑化による学校全体の活気の醸成である。授業とは異なる、さらに目的的な集団の自治活動によって、生徒間、そして対教師間の人間的な絆が強化されることによる学校教育全体への反映である。こうしたことが学校という機関の運営にとって不可欠であるからこそ、学校教育の重要な構成要素として位置づけられてきたものである。これは先述したイギリスパブリックスクールでのスポーツの発展以降の共通性である。

これらは現代イギリスの子どもたちの、スポーツを楽しむ理由から検討することも重要である。子どもらは次のよ

うな理由でスポーツに参加している。⁽⁵⁾

- ・面白い（人によって多様だが）
- ・リラックスしてストレス解消
- ・エキサイティングで速い
- ・活動的になる機会があり、新鮮な空気に触れる
- ・得意であれば、人々の前で賞賛を得、自己尊重の機会となる
- ・高度な技術を習得できる
- ・チームの一員として、助け合う
- ・友達と一緒に居られる
- ・健康・体力の増進

これらはそのまま直接的に部活動の目標を構成するものではないが、例えば最初の四項目は感情の発揚として、次いで友人やチームの一員としての存在感、そして健康・体力の形成等が示されている。

(1) Council of Europe, Clearing House, *The extra-curricular school sport: survey on the situation in 25 countries related in collaboration with I. S. F.*, Brussels 1981, p 139.

(2) NCSS, *Handbook 1996*, p 20. また、元中等学校校長のジェリー・ヒックスは、校長という立場から、政府の進める校庭の売却に反対しつつ、部活動の活発化を提言している。ここでは部活動の教師の努力に対して、何らかの財政支給をも提言している。

・ 未来の健康問題に対する運動の提供

・ 活発なスポーツの選択が多様な身体的、精神的な必要性に適應すべきである

・ 生涯学習への橋渡しを行う (Hicks, Jerry, 'Bring back schoolsport', *The Leisure Management*, August/September 1994.)

(3) 同, p 5。

(4) 内海和雄『スポーツの公共性と主体形成』不昧堂出版、一九八九年。

(5) Mason, Val, *Sports Council, Young people and sport in England, 1994: The views of teachers and children*, July 1995, p 55.

四 一九八八年教育改革法の前後の少年スポーツ行政—八〇年代以降の動向—

1 八〇年代の少年スポーツ行政と部活動の実態

八〇年代初頭の西ヨーロッパを中心とする二五カ国の部活動調査⁽¹⁾によれば、部活動は一般的に能力のある生徒を対象としており、生徒全体の機会の保障とはなっていない。生徒の参加状況は20—30%であり、小学校よりも中等学校が多い。部活動指導者の80%は体育教師であり、部活動に参加している教師の80%はそのための特別の給与を得ていないボランティアである。こうして西ヨーロッパにおいても部活動は教師や学校の善意で支えられているのが実態である。各国の部活動は、

- ・ 学校で行われ、体育教師の指導の下で行われている
- ・ 部活動での競争性の過度の強調は控えるべきである

ということである。

イギリスの実態を見ると、まずその全般的な動向は以下のようになっていた。⁽²⁾

第一に伝統的なスポーツ（サッカー、ラグビー、クリケット等）が低調化していた。

第二に七〇年代から八〇年代にかけて体育科カリキュラムの多様化、教育思想・方法の児童中心主義、競争的スポーツの相対的減少があり、八〇年代中頃の体育科で教える種目数の平均は一三―一六であった。

第三に戦後のイギリス体育は、小学校ではダンスや体操などを中心に「ムーブメント教育」の影響が伝統的に強かったが、中等学校では六〇年代から競争的スポーツが主流であった。

第四に社会全体の健康志向、体力志向が強まっていた。この頃から、遊びの中に室内遊びも増加し、子どもたちの体力の低下が指摘されだした。そして若者の文化、生活スタイルも大きく変化し、身体的な運動をあまり好まない人も多くなってきた。こうした状況は、もはや体育科のみでは対応できず、部活動や地域スポーツクラブのあり方へも関心が向けられはじめた。

第五に平等性が強調され、競争性が強調されるスポーツが敬遠される傾向が教師側にもあった。

第六に教員や教育条件の悪化は、八五年の教員のストライキを誘発し、教員の部活動からの離反を促進した。八五年の教員スト前には、教師による部活動への平均的な関与は三〇―三五〇時間であり、教師の契約された労働時間のおよそ25％分に相当した。部活動の時間では七四年よりも八六年の方が多く、週九時間以上部活動に従事する教師は、男性で70％、女性で47％以上である。（2―p35）

七〇年代辺りから部活動での過熱化が指摘されて来た。また、スポーツカウンスルが八二年に一三―一九歳を対象にスポーツ参加政策を掲げたように、地域スポーツとの関わりも八〇年代に入って急速に焦点化された。サッカー

ーリガンが社会問題化、国際問題化し、八〇年代初頭の都市暴動対策として、スポーツカウンシルを通じての都市住民への、特に若者へのスポーツ対策が提起されたからである。八五年の教員ストによる部活動の停滞の深刻さを認識したスポーツカウンシルは、八六年に「ずっとスポーツを考えよう」キャンペーンを張った。

中等学校では伝統的にパブリックスクールやグラマースクールのスポーツ活動を真似て、O B 会が組織されたり P T A が部活動を支えた。P T A の援助は、移動に伴う生徒の輸送や試合のセッティング、そして試合後の飲料水のサービス等である。対外試合での好成績は全校集会で報告され、いろいろな賞が与えられた。当初のレクリエーション的な活動の奨励が、次第に過熱化する傾向も一部には見られた。中等学校での優れた選手は地域スポーツ組織からも誘われ、二重の登録をしたり、試合数を多くし、心身の傷害、スポーツ規範の崩れ、授業への障害、そして学校教育自体への障害も生じるようになっていた。この段階で、対外試合を禁止したり、地域の学校スポーツ協会 (Schools Sport Association : 日本の地域中高体連と類似の組織) の活動を禁止したりするところもあらわれた。当然、体育科や部活動での過度の競争を否定する傾向にも拍車がかけられた。

体育科教育の動向はスポーツ教材中心主義から、非エリート的、平等主義的な思考、男女共習的な傾向にあったが、それはこの時期にその基礎を作るべきスポーツを片隅に追いやっているという体育科教育への批判とも結合した。
(2—p 23)

かつてイギリスの一流選手の基盤は学校の体育科や部活動に大きく依存し、部活動での費用もそれらの選手へ集中して使用されて来たが、現在では「エリートアスリート養成は体育教師の責任ではないし、国レベルの競技力の低下を体育科教育での競争の減少に求める根拠は存在しない」と、全国学校体育協会 (P E A : Physical Education Association) は反論した。⁽³⁾

- (1) Council of Europe, Clearing House, *The extra-curricular school sport: survey on the situation in 25 countries related in collaboration with I. S. F.*, Brussels 1981, p 139.
- (2) Murdoch, Elizabeth, *Sport in Schools*, Desk study commissioned by Department of Education and Science, Department of Environment, May, 1987.
- (3) Chappell, R., 'School sport', *Bulletin of Physical Education*, Vol. 24, No. 1, 1988.

2 一九八八年教育改革法へ向けて

(1) 合同セミナーの開催

一九八六年という年は、体育科教育や部活動をめぐる競争について多くの議論がなされた年である。背景として、八七教育改革法案へ向けて体育科や学校スポーツ関係者を筆頭に、いろいろな矛盾点が噴出し、多方面からの教育要求が交錯したからである。

きっかけは、八五年の後半に新聞『タイムズ教育版』にラグビー、サッカー、クリケットの各競技団体が身体的レクリエーション中央評議会（CCPR…スポーツ競技団体の統括組織であり、日本体育協会にあたる）と連名で、もっとイギリスの伝統的なスポーツを重視するように要望し（圧力を掛け）、政府機関の対応を迫ったことに始まる。これはやがて、体育科の男女混合方式や同一レベル集団等の競争否定の教育観、平等性を追求する教育観への批判へと発展した。

体育教師の連合体であるPEAは対応に迫られ、八六年一〇月九日に「学校体育と競争」についての討論を行って、

次の項目を決議した。⁽¹⁾

- ・すべての子どもが、男女、能力を問わず幅広い競争スポーツに参加できる平等の機会が与えられるべきである。
- ・学校間対抗試合の授業時間内開催は規制されるべきである。もし規制されなくても、一般の生徒の体育の授業に障害となつてはならない。

・部活動と地域スポーツクラブとの連携をとり、有能な生徒は適当な専門コーチのもとへ送られる。

この決議からも推測されるように、部活動がやや一部の生徒のものになっていること、そして第二は学校間の対抗試合が授業時間帯に行われ、一般生徒の体育授業の障害となっていた。また、学校の部活動は多くの生徒の参加を追求し、有能な生徒たちの高度化は地域スポーツクラブへ依存する方針が示されている。

同じく教育科学省とスポーツ政策を所管する環境省は八六年一月に合同セミナー「学校のスポーツ」を開催した。⁽²⁾

主に教育科学省が主導し、教育とスポーツを中心とする四〇団体、約九〇名の参加を得て、大きなものとなった。ジェニー・ペーコン文部次官は冒頭挨拶の中で「カリキュラムは広さ、バランス、適時さそして能力差を考慮して進めたい」と述べた。つまり、この間のカリキュラムは体育科でいえば単一の種目に集中するのではなく、より多くの選択を可能にして来たこと、しかも焦点を絞りカリキュラムのバランスを保ち、子どもの成長の上での適時性をそれぞれの子どもにに合わせて対応させようとしている」と述べる一方、「未来のエリートアスリートの養成は熱意と能力ある教師によって部活動を含む課外活動に依存せざるをえない」と、先のPEA決議と多く共通した。また、同じく挨拶に立ったCCPRのケイス・ミッチェル議長は学校では部活動から教師が撤退し、さらに教育界には「競争回避」のイデオロギーが普及しており、学校間の対抗戦も減少し競技水準も落ちている、と競技団体を代表して「伝統的競技スポーツの衰退」の危機を語った。

これらの提案を受けて、参加者は四グループに分かれて、次の八つの項目で議論をした。

- ・カリキュラム（時間、内容、基準、組織、教育方法）
- ・競争とレクリエーション
- ・部活動や学校外での活動
- ・施設（学校、自治体）
- ・教師、リーダーシップ、コーチ養成
- ・学校と地域クラブとの連携
- ・自治体（教育委員会を含む）の役割とスポーツ競技団体
- ・財源

議論で示された意見のいくつかを例示しよう。まず、体育科では「選択幅は確かに広がったが、深みや高度化は減退したのではないか」「これからのカリキュラム改革で体育科は全体の一〇％が必要である」「体育はカリキュラムを超えて、毎日の生活の方法として認識されるべきだ。それだけ重要だ」などが述べられ、そして「部活動は『拡張カリキュラム』として考えるべきである」という意見も注目を集めた。教員組合からは「労働契約内で部活動指導を考えたい」と主張された。これによれば将来は例えば学校間対抗などの場合の指導は別の契約形式を取る必要がある。また、フランスやアメリカと異なり、なぜイギリスでは学校を基盤とする部活動を重視するかという点では、「一部の生徒の能力をさらに伸ばす」「多くの生徒のレジャー活動への準備」という二点がその理由として確認された。最後に環境省トニー・ベリング次官は、次の五点を総括として述べた。

・体育やスポーツの経済上、健康上、福祉上の効果をもっと世間にアピールする必要がある。

・小学校では体育専科教師が必要である。

・学校スポーツ経験で、子どもたちは過重に追いやられてはならず、むしろ参加の決定は生徒自身で行えるような活動の質で彼らを魅了すべきだ。

・既存の施設は、公営であろうと私営であろうと、もっと容易に活用できるようにすべきだ。

・学校、大学、地域クラブ間の協力や自治体間での連携は子どもたちのスポーツ参加の機会をより大きくさせる。

ここで特に注目されるのは、小学校体育の低調さを克服するため、教員の体育指導能力の向上が強調され、また、子どもたちの過度な運動へ警告が発せられた。先の PEA の会合とこの合同セミナーは共に現場教師の意向を反映して、伝統的スポーツ競技団体からの圧力（競争否定への危機感や伝統回帰への主張）に対する根強い抵抗が感じられる。

(1) Chappell, op. cit.

(2) DES, DOE, *Sport in schools seminar*, Report of proceedings, 26 November 1986.

(2) 「学校スポーツフォーラム」の創設と政策の発表

先の会合や合同セミナーが大きな刺激となり、より恒常的な学校スポーツの検討の場として、スポーツカウンスル（環境省管轄）は翌年八七年四月に「学校スポーツフォーラム」を結成した。教育とスポーツ関係一四団体から二二名が選考されてメンバーを構成した。その参加団体は、スポーツカウンスル、県議会協会、郡議会協会、都市協会、全英コーチ協会、PEA、CCPR、全英コーチング基金、教育文化省、カリキュラム発展委員会、他である。

「学校スポーツフォーラム」はその政策立案を意図していたが、まずその基礎資料として先行研究の総括をブライトンポリテクニク・ヒューマンムーブメント学科のエリザベス・マードックに依頼した。特に、学校スポーツの「沈滞」意識、危機感が強まっており、ある種目にとってはもはや学校教育では対応できない実態もあった。報告書『学校におけるスポーツ』⁽¹⁾は、「学校スポーツフォーラム」の創設の一ヶ月後に発表された。ここでは大きく四つの視点、つまり「体育科」「部活動」「地域スポーツクラブ」「卒業後の活動」の視点から把握されている。

「学校スポーツフォーラム」では、この報告書を受けて一〇回の会合を重ね、八八年七月に政策文書『スポーツと若者たち…協同行動』を発表した。⁽²⁾子どもたちのスポーツ参加促進は、八二年以降スポーツカウンシルの総合的スポーツ振興政策の重点の一つでもあった。⁽³⁾『スポーツと若者たち』は、多くの領域にわたって現状を分析し、現代社会の子どもたちの体力低下を愁いながら、すべての生徒にスポーツの機会をいかに与えるかという視点でまとめられ、六九項目を勧告した。その対象は主に①中央政府、②地方自治体・教育委員会、③学校・校長・教師、④スポーツカウンシルである。その他、地域スポーツクラブ、子ども会、全英コーチ協会、全国学校スポーツ評議会等にそれぞれの立場での子どもスポーツ活動の促進策を提言している。そして、最後に親や地域スポーツ団体、学校や教師に対しても、メディアによるトップスポーツの子どもたちへの影響について監視することを求め、そしてメディア自身には若者のスポーツ倫理を促進するように求めている。

この「学校スポーツフォーラム」の政策は、多くの関連団体の参加で作成され、そして提言の広さが関係方面に大きな影響を与えた。文部大臣も、それが文部省も含めた報告書であり、文部省自身がナショナルカリキュラムで体育科を基礎科目一〇教科の一つとしていることからわかるように、学校スポーツを重視している、とコメントしてこの政策を援護した。⁽⁴⁾

- (1) Murdock, E., *Sport in schools*, DES, DOE, May 1987. これは教育科学省からの依頼となっている。
- (2) School Sport Forum, *Sport and young people : partnership and action*, July 1988.
- (3) Sports Council, *Sport in the community : The next ten years*, 1982.
- (4) The Department of Education and Science, 'Government responds to Sports Council School Sport Forum Report', *DES News*, 369/89, November 27, 1989.

(3) ナショナルカリキュラムの成立と影響

一九八八年の教育改革法は二三八条からなるきわめて包括的な法律であり、改革の主要項目と各条文との関係は以下⁽¹⁾のようである。

第一部 学校

第一章 カリキュラムと評価 一一二五条

第二章 子どもの入学と学校選択の自由 二六―三二条

第三章 財政と人事 三三―五一 条

第四章 補助金維持学校 五二―一〇四 条

第五章 混合 一〇五―一一九 条

第二部 高等教育

第一章 高等・維持教育と地方教育委員会の役割 一二〇 条

第二章 高等教育の再編と財政 一二一―一三八条

第三章 地方立高等・維持教育の財政と管理 一三九―一五五条

第四章 混合と補足 一五六―一六一條

第三部 ロンドンの教育 一六二―一九六条

第四部 混合と一般 一九七―二三八条

この教育改革を教育行政的に見ればすでに見て来たようにリーグテーブルを含むいろいろな競争化による学校格差の拡大を伴った学校選択の自由化であり、それに伴って子ども数の変動に対応する補助金交付、そして自治体から国への補助金ルートの変換であり、民営化の促進である。そして学校理事会の権限を大幅に強化した。

ナショナルカリキュラムを教育内容的に見ても、競争原理のいっそうの強化であり、学校スポーツをめぐる論争は、「軟弱な学校の現状」つまり「労働党寄りの教員」による平等主義的教育制度、総合中等学校、児童中心主義的な教育思想への攻撃と「強いイギリス」の復活へのこの領域における具体化であった。したがって、一連の論争は八七年の総選挙における保守党サッチャー政権にとって有利に働いた。⁽²⁾

ところで、この教育改革法の中には部活動をめぐる記述は一切存在しない。

ナショナルカリキュラムにおける体育科の活動領域は「陸上競技」「ダンス」「ゲーム（スポーツ）」「体操」「野外・冒険活動」そして「水泳」の六領域である。これらは小・中等学校（五―一六歳）を四階梯に分けて、それぞれの到達目標を持ちながら学年ごとに配分される。教育改革法を受けてその体育科の具体案を検討する諮問委員会は九年八月に『五―一六歳の体育』を出し、ガイドラインとした。⁽³⁾この中で部活動や地域スポーツの協力関係にも触れ、特に部活動の近年の落ち込みを懸念している。しかし子どもたちは既存のスポーツではそうした実態を示しながらも、

他方では室内テニス、モダンダンス、スカッシュ、エアロビックス、野外活動、マーシャルアーツ（柔道、空手等）等にも参加しており、その関心が多様化しているといえることができる。そのためにこそ、後述する表12のような体系的な援助体系が必要なのである。

以上の教育改革法によって生徒集め対策、学校宣伝として部活動が重視され、この改革で権限の強化を得た学校理事會とその構成メンバーの保守的な「伝統的スポーツ」の志向に大きな影響を受けることにもなった。これまで体育教師は子どもの全体的な成長を考慮してバランスのとれた体育カリキュラムを構成して来たが、ここに来て一気に伝統的な競争スポーツを教科内容とする動き、そしてそれを指導できる教師の採用へという傾向も一部には見え始めており、体育教員の危機感は強まっている。これは体育科と体育教師の専門性の否定であり、外部からの圧力による体育科の内的論理の抑圧として受け止められている。教員採用や教師の評価が、全体的な教育力よりは単なるコーチ能力の偏重であり、労働時間契約を超えて部活動を指導するように求めるサービス残業の固定化、やがては今世紀初頭に小学校で実施されていた教師の「能力給」の再導入の危機感すら生じさせている。⁽⁴⁾

こうして八〇年代末の学校スポーツ（体育科、部活動）は、その社会基盤にある政治経済における競争と平等の拮抗を強く反映し、大きく揺れた。

(1) Law Reports: Statutes. なお、志水宏吉『変わりゆくイギリスの学校』東洋館出版社、一九九四年、p 50でも一部紹介をしよう。

(2) Kirk, D., *Defining Physical Education: The Social Construction of a School Subject in Postwar Britain*, The Falmer Press, 1992, p 12.

(c) The Department of Education and Science, *Physical Education for Ages 5-16, Proposals of the Secretary of State for Education and Science and the Secretary of State for Wales*, August 1991.

(4) Sparks, Andrew C., 'The Changing Nature of Teachers' Work: School Governors and Curriculum Control in Physical Education', *New Directions in Physical Education, Volume 2, Towards a National Curriculum*, Neil Armstrong (Editor), Human Kinetics Books, PEA, 1992, p 17.

五 九〇年代の少年スポーツ行政と部活動—九〇年代の動向—

1 九〇年代の部活動を取り巻く状況

保守党政権に対するシャドウキャビネット、労働党スポーツクスマンのD・ファッチェットは、サッチャリズムがこれまで進めてきたマネタリズム、つまり福祉削減政策によるスポーツへの補助削減、あるいは民営化政策を批判して九〇年に次のように述べた。

「現在イギリススポーツは政府の財政政策、教育政策での脅迫下であり、このまま行けば大変な事態は必至だ。スポーツカウンシルの『学校スポーツフォーラム』の要求である小学校教員の体育の現職教育に口頭ではいい事を言うが実質的には拒否である。（この段階で）一四歳以上の子どもの体育の授業は、『部活動で代替できる』という教育大臣マックグレーガーの発言に代表されるように、廃止が政府の考え方であったが、それは体育科を弱小教科に追いやるうとしている。現状では自治体の強制競争入札（CCT）の影響も深刻で、自治体は新しい施設を作らない。地方税の強化はスポーツクラブの会費の高さへ跳ね返る。学校予算も不足気味で、グラウンドの売却も

進んでいる。教育の地方管理採算化により学校も施設の貸出料を高くし、クラブを追い出している。部活動もずたずたで、一九八五年の教員ストはスコットランドだけで60%の教師が部活動から撤退した。現在その水準にさへ回復していない。文部大臣は今後県学校スポーツ協会(County Schools' Sports Association)をどのように発展させようとしているのか。地域クラブと学校との連携が取れないなら、イギリスのスポーツは終わりだ。⁽¹⁾

この間に、学校や自治体の所有する「余分な」土地は民間に売却し、その収入を予算に回す方式を取った。CCPRの試算によれば五五教育地域で五〇〇個所のスポーツグラウンドが売却リストに上げられた。一方、ロンドンの三二自治体(Borough)のうち二六地区で全国ブレイングフィールド協会(NPFA)の設定した基準(人口千人毎に六エーカー)を満たしてはいないのである。⁽²⁾

九〇年代に入って、部活動担当教師の保険問題はこれまでにひき続いて深刻である。かつて、パブリックスクール以外の公立の小学校と中等学校は地方教育委員会(LEA)によって所管されており、部活動中の事故(生徒の怪我、教師自身の怪我、そして第三者への傷害)に関する保険はLEAが加入していたが、この間の政府によって直接に統治されるGMSスクールでは、⁽³⁾保険はほとんど教師個人の責任となっている。LEA自体が加入しているところもあるが、⁽⁴⁾少なくなっている。

その他の加入方法としては、GMSスクール自体の中で、教師は校長や学校理事会と交渉しなければならない。また、競技団体での加入、あるいは教員組合として加入を促しているところもある。学校単位での加入が望ましいと考えられているが、現実には個々の教師の問題とされている。最近では、部活動における事故での訴訟が増えつつあり、教師は自らの保険加入を確認するとともに、部活動に関わる上では種目競技団体などを通して校長などにその加入の確認をしておくことが望ましいとされている。

八〇年代に、もし「教師の保険が教育委員会なし学校として保障されないのなら部活動から撤退する」との方針も出されたが、必ずしも全員が従ったわけではなく、曖昧なままに継続した教師も多かった。NCSSでは、こうした事故補償問題と、教師の負担問題などが部活動への教師の興味を殺んでいることへの危惧を示すと同時に、最近の学校管理運営の変化の中で、保険加入が曖昧化しており、加入を勧めている⁽⁵⁾。

部活動指導の思想上の問題点としては、NCSSSではフェアプレイを強調している⁽⁶⁾。学校スポーツも社会全体のスポーツ動向と切り離されて存在するわけではなく、近年のドーピング問題や、ラフプレーなどは、それらを視聴する中等学校生徒の活動にも影響しているからである。

教師の経済保障・負担問題への対応は相変わらず遅れている。そのため、部活動は今もなお、教師のボランティアで支えられている。

九五年の政府からの『スポーツ・ゲームを高めよう⁽⁷⁾』による強力な挺入れ以降も、部活動の実態は八〇年代前半までの水準を回復していない。その原因は、八〇年代中頃の急激な沈滞化の要因としてあげたものに加えて、九〇年代の新たな条件が加わったからである。それは、中等学校における体育教師以外の部活動復帰が回復していない点である。それは年間一二六五時間の労働時間契約、各種テストでの評価技術のマスターの必要性、ナショナルカリキュラムへの対応等、教師の多忙化がいつそう促進したからである⁽⁸⁾。

(一) Fatchett, Derek, MP, Labour Youth Spokesperson, *School sports in crisis?*, Labour Party, November 1989. Fatchett, Derek, MP, Shadow Education Spokesperson, *School Sports: A consultation document on Labour's proposals*, Labour Party, July 1990. McNab, Tom, Relegated to the third division, *The Times Educational Supplement*, 14, 9, 1990.

- (2) *Independent*, 18 November 1986.
- (3) 教育改革により、政府からの直接的な援助を受ける補助金維持学校 (Grant Maintained School : GMS) が誕生した。これは保守党政府によるものだが、これによって労働党の影響下にある地方教育委員会の弱体化がそのわらいの一つであるといわれている。
- (4) National Council for Schools' Sports, *Handbook 1996*.
- (5) Smith, Patrick, 'Levels of liability', *Sports Teacher*, NCSS, Autumn 1996, p. 35.
- (6) (4) の p 10.
- (7) The Department of National Heritage, *Sport : Raising the Game*, 1995.
- (8) HMCI of School, *Physical education and sport in schools : A survey of good practice*, HMSO, 1995, p. 22.

2 九〇年代の部活動(行政

(1) 下院議院の勧告

公立校の部活動の悲惨な実態は、このまま進めば崩壊し、部活動を享受できるのはかつてのようにならざるを得ない状況である。しかしイギリスのトップスポーツの基盤を学校スポーツに求める声も強い。一方で、「学校スポーツの発展は是が非だが、アメリカの高校スポーツ(部活動)はコーチの下で、勝利至上主義、商業主義化、行動の乱れ、早期の専門化、中学生をスカウト等、たくさんの問題を抱えており、そうならない」と、警告する声もある。⁽¹⁾

ここには、後の「六 部活動の実態」で見えるようなイギリスの私立校の安定さに比べて公立校の低調さとそれによる危機感が基盤にある。もちろん私立校は国からの財政援助を受けない独立校であり、経費は掛かるが独自の教育方

針を維持している。これに比して、公立校は財政援助を受けるが、取り巻く環境、つまり施設、教員の条件は厳しく、八〇年代以降の部活動の危機は、公立校の危機とも言える。

八六／七年度の中等学校長会（SHA）の『中等学校における体育科の実態調査』（公立校二二七五校、私立校三〇七校²⁾）とそれ以降の動向によれば、カリキュラムにおける体育科の占める割合の減少、グラウンドをはじめとする施設の貧困化、そして部活動を含めて体育科を支援してくれる一般教員の減少など深刻さを増している。「学校スポーツフォーラム」では「カリキュラムの10%を体育科に」「週あたり二時間半を」と提唱したが九〇年前後の実態を見ると、公立校ではかなり減少し、全くの選択という所も出現している。当時文部大臣であったマックグルーガーはカリキュラム構成上、体育科の必修化からの除外を提唱したことがあるが、現に、学校現場ではナショナルカリキュラムの編成や中等学校卒業認定試験（GCSE）、Aレベル試験の受験対策のしわ寄せがこのように現われている。

八八年教育改革法以降、八九年には児童法が成立し、自治体の社会福祉部門での協力の強化が求められた。³⁾この中にスポーツやレクリエーションも含まれるが、それらは法的な拘束力を持たないところから軽視する傾向もあり、また九〇年代に入ってから強制競争入札（CCT）の導入によって、これまで維持してきた「スポーツ・フォー・オール」政策を放棄する自治体さえ出現する事態となっており、サッチャリズム下における国民の格差拡大の一端を担っている。直接的な影響は、学校スポーツ（体育科と部活動）における水泳の激減である。近々のコミュニティスポーツホールの温水プールへの往復が、窮屈化しているナショナルカリキュラムをいっそう圧迫すること、そしてプールへの往復のバスチャーター代を自治体が渋りはじめたことなどによる。

ともあれ、ここでその体育科の調査の若干を見ておこう。

・一四歳段階における体育科は71%の学校で二時間弱である。

・一六歳段階で、52%の学校が体育科を選択化している。

・ナショナルカリキュラムの導入により30%の学校で今後体育科を削減予定である。

・移動の時間の圧縮、費用削減のために水泳を減少させる。

・公立校の51%がグラウンドの排水問題を抱えている。

・30%の公立校で有資格の優秀な体育教師を採用できないと悩んでいる。

ここに部活動の前提となる体育教師、体育科の、特に公立校の厳しい実態が見える。そして学校が求める運動施設は、体育館、プール、全天候型のホッケー・サッカー場、陸上競技場であるが、未だ不十分な実態である。

九〇年一〇月のナショナルカリキュラムの開始前後に、各教科の実態調査が盛んになされた。それは新体制の中でどの教科をどれだけ配置したらよいか、学校現場の大きな関心事だったからである。

下院議院の「教育・科学・芸術委員会」では、先に行われた『中等学校における体育科の実態調査』（中等学校長会）をきっかけとして、多くの関係団体や個人を参考人として呼んで「学校におけるスポーツ」を集中審議し、勧告『学校におけるスポーツ』を出した。⁽⁴⁾「スポーツは学校カリキュラムの本質的な一部であり、国の政策、地方教育委員会、競技団体、学校長によってしっかりと受け止められるべきである」と、基本姿勢を示した上で、学校スポーツを強調する理由を次のように述べた。

・体育は生徒たちの健康を増進する。

・スポーツは参加者の心身をトレーニングするという固有の教育的価値を有している。つまり、技術習得における自己努力と自己訓練であり、チームゲームへの参加は競争性と同時にチームワーク、共同性を育成する。

・スポーツは学校における共同生活やモラルの育成の上で主要な部分である。スポーツでの成功が大きなプライド

の育成にもなる。

・学校でのスポーツ経験が成人でのスポーツ生活を規定する。

・学校スポーツの高い水準が、イギリスの国内、国際水準を高める本質的な基盤である。

こうした考え方から、より具体的な勧告をしている。第一に「一四歳以下の生徒には伝統的な屋外スポーツ（例えばラグビー、サッカー、クリケット等）を必修とする」。

第二に、先のS H Aの調査のごとく、水泳教育の水準が落ちているが、水泳はプールへの移動やシャワーや着替え等で時間をとることからナショナルカリキュラムでは敬遠される傾向にあるが、水泳はそれ自体の効果はもとより、ウォータースポーツへの前提であることから、「すべての子の水泳を必修とし、そのための条件整備」を勧告した。

第三に、特に部活動については、この一〇年間に公立校の70%で週末の部活動が、62%で昼食後や放課後の活動が落ちていると指摘した。これまでのように教師のボランティアに依存するだけではだめで、「教師のスポーツ部活動やその他の活動への参加には財政上の保障が与えられるべきである」と勧告した。しかもその支払いは教員間に差別を設けず一律払いにすべきであるとしている。

第四に、施設面については、グラウンドの売却について強い懸念を示し、「長期的な教育的考慮、あるいは地域的考慮をするべきである」とした。

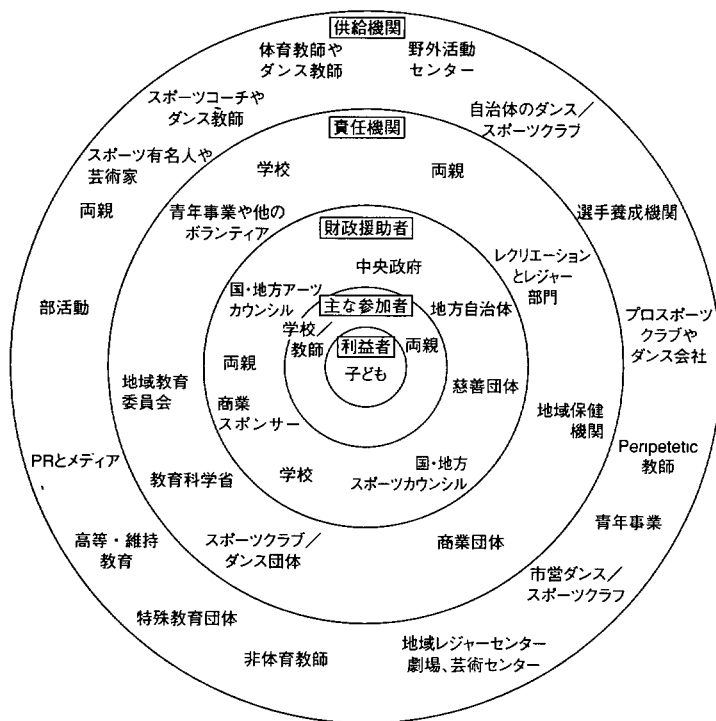
こうして学校スポーツが直面する諸課題は、政府の最近のスポーツ政策検討の中心的な課題となるべきであると、下院議院の委員会としての強い姿勢を示した。

体育科や部活動の学校スポーツが「危機」にある中で、スポーツ大臣ロバート・アトキンスは、「レジャーと環境管理研究所」(Institute of Leisure and Amenity Management: ILAM)の全国会議で、「学校スポーツはスポーツ

の高度化の基礎である」、また、「一四—一六歳段階の体育科の選択化には政府として抗議した」と述べた。これは教育科学省内でも意見が分かれており、スポーツ大臣の立場からスポーツ界を擁護したものである。⁽⁵⁾アトキンスはまた一二月のステートメントの中で、特に体育科や部活動について、下院議院の「教育・科学・芸術委員会」の勧告『学校におけるスポーツ』に対してもコメントし、勧告の内容に沿い、具体的な政策を提示しながら政府としてもその実現に努力していると述べた。そのうち特に、政府が進めている「チャンピオンコーチング」計画は部活動（学校と地域を含む）を含めて生徒の高度化への対処である。だが、部活動指導教員への特別手当の支給については、「学校毎にある程度の自由裁量的な支払いを行っている」ことを示しつつ、通常を超える任務分担についての手当て支給は認めるものの、「教師が含まれる部活動のすべてに対して、そのオーバータイムに時間単位で支給するシステムは、政府として適切であるとは考えない」と、下院議院の勧告には否定的な態度を示した。これは「教員の給与と労働条件に関する暫定諮問委員会」（一九九〇年）の見解、つまり「教師の労働時間の実状は契約の一二六五時間を超えているが、他の活動を差し置いて、ある一つの活動への支給は好ましくない」を根拠としたものである。そして最後に、政府は現在、若者が学校の内、外でスポーツに参加できる条件を作るために、多くの施策を行っている⁽⁶⁾と強調した。

以上のように、八八年教育改革法以降、学校スポーツが瀕死の事態にあること、つまりナショナルカリキュラム編成の下で体育科は周辺部に追いやられ、週二時間の授業時数確保が危うく、部活動も消滅か一方での学校宣伝化による過熱化の両極端化の実態にある。このまま進めば、国民のスポーツ水準は全体的に低下し、例えばサッカーでいえば、二一世紀にはイギリスはワールドカップには出場できないだろうと、国民感情に挑発的な警告も発せられている。⁽⁷⁾ところで、表12はイギリスの子どもたちのスポーツ参加を援助するための関連機関や事項を体系的に示したものである。核に子どもを置き、その周りには主要な参加者として「学校・教師」「両親」「地域」がある。そしてその周

表-2 子どものスポーツ参加の協同範囲



りには財政的な責任機関として「中央政府」「地方自治体」「慈善団体」「国・地方スポーツカウンシル」「学校」「商業スポンサー」「両親」「国・地方アーツカウンシル」が位置づけられている。その外枠に「責任機関」そして一番外枠に子どもたちへのスポーツ等の「供給機関」が示されている。ここには体育科のみならず、地域のスポーツクラブ、子ども会、商業施設等が示されており、これらは全体として子どもスポーツの鳥瞰⁽⁸⁾図となっている。部活動 (School Clubs) もその一環を占めている。

(1) Smith, Mathew, D., 'School sport: don't fall into the American trap', *Bulletin of Physical Education*, Vol. 26, No. 2, Summer 1990.

(2) Secondary Heads Association, 'En-

quiry into the provision of physical education in secondary school, *The Groundsman*, December 1990.

(3) Law Report: Statutes.

(4) House of Commons, Education, Science and Arts Committee, *Forth Report, Sport in Schools*, volume 1, 2, HMSO, 4 June 1991.

(5) Minister for Sport, 'School sport in the basis for sporting excellence', *DES News*, 26 June 1991. I L A M は一九七二年に「自治体スポーツ部門の拡大に伴って設けられた機関であり、スポンサー行政官や研究者等で構成されている」。

(9) The Department of Education and Science, 'Atkins' statement gives a boost to British sport', *News*, 19 December 1991.

(7) 'Can we have our ball games back, please?', *Independent on Sunday*, 21 November 1993.

(8) The Department of Education and Science, *Physical Education for Ages 5 to 16, Proposals of the Secretary of State for Education and Science and the Secretary of State for Wales*, August 1991.

(2) メジャー首相の思惑

スポーツカウンシルでは先に見たように、八二年と八八年のそれぞれの政策五ヶ年計画の中で一三一九歳と五一八歳を対象としたスポーツ普及の施策を採ってきた。その一環に八七年の「学校スポーツフォーラム」の設立もあった。九〇年代に入るとスポーツカウンシルは「若者とスポーツ」の政策グループを設け、『若者とスポーツ…諮問文書』(九二・三)⁽¹⁾を作成した。これらに対する関係機関からの意見聴取を行い、九三年三月には『若者とスポーツ…政策と活動の枠組』⁽²⁾を作成した。これは前者をほぼ踏襲したものであり、スポーツカウンシルの九〇年代の少年スポーツ政策の体系である。実はこの政策文書作成過程で、少年スポーツの活動実態を把握する資料がきわめて少な

いことから、後に触れる実態調査『イングラランドにおける若者とスポーツ…九四』へと発展したが、ここでは五—八歳のスポーツの発展政策の概略を示しておきたい。

まず、政策全体の目的は「すべての子どもがスポーツや身体活動に参加し、自分たちの十分な能力を認識する機会を提供する」ものである。そのために機会の公正な提供、健全な倫理的な環境の下で、その教育条件を改善し、表—3のようなスポーツ発展レベルを提供することにある。つまり、「スポーツ発展継続モデル」として「基礎」「参加」「達成」「高度化」の四レベルから構成され、「基礎」レベルはカリキュラムの第一ステージ（五—七歳）、第二ステージ（八—一〇歳）であり、基礎的な運動技術や認識を基盤に身体活動や健康への積極的な態度を形成する段階である。遊びの中で、あるいは家庭のレクリエーション、そして「ゆるい形式の部活動」で形成されるものである。「参加」レベルは第二、第三ステージ（一一—一四歳）、第四ステージ（一五—一六歳）での課題である。多様な理由でスポーツに参加し、自己のレジャーを選択する。ジュニアのスポーツクラブや学校のクラブ等をその場とする。「達成」レベルでは高度化を目指して上達に励むレベルである。第二、三、四ステージであり、スポーツ学校であったり、ジュニアリーグ、「選択された部活動」である。「高度化」レベルは全国水準の選手を目指すものであり、第三、四ステージが対応する。選手養成センターや地域、地方、国段階での特別トレーニングコースである。子どもたちはこうして年齢的な発達段階に対応して、スポーツへの関わりを発展させてゆくことができ、それぞれに対応して指導体制の確立が計画された。この中で部活動はゆるい形式と選択された能力を有する生徒の為の二つの領域で位置づけられている。

九四年の中等学校長会の『中等学校における体育科の実態調査』は前者（八六・七年）と同様に、最近の学校スポーツの低調さを示した。⁽³⁾ 八〇年代に引き続く九〇年代の学校スポーツの「危機」、イギリス全体の国際レベルでの相

表-3 「若者とスポーツ」活動の発展計画の枠組

	説 明	体育カリキュラム キーステージ	カリキュラム外の活動	必要な活動の事例
高度化	●全国水準への記録	3, 4	●特別高度化センター ●地域、地方、全国チーム	●スポーツ科学の支援 ●個人への財政的支援 ●地方自治体や全国競技団体によるトップレベル養成計画
達成	●記録の改善	2, 3, 4	●スポーツ教室 ●ジュニアリーグや競技会 ●成人のクラブのジュニア部 ●トップ選手へのコーチ ●部活動（選手対象）	●スポーツ傷害への支援 ●コーチ養成 ●地域レベルでの高度化戦略
参加	●レジャーでの運動の選択 ●いろいろな理由でスポーツに参加（面白さ、健康、個人の成長他）	2, 3, 4	●スポーツクラブのジュニア部 ●公共ないし私有施設での学校外の非公式な活動 ●部活動（全員対象のレク活動） ●家庭のスポーツやレク活動	●レジャー、教育、地域を連携する適切な体育カリキュラム ●自治体のレジャー提供の情報 ●若者を指導するスポーツ発展員やスポーツリーダーの養成 ●「地域スポーツ」での教師や若者の従事者の養成
基礎	●身体活動や健康への積極的な態度 ●基礎的な運動技術・知識・理解	1, 2	●部活動（全員対象） ●家庭のレク活動 ●遊び	●体育カリキュラムへ還元される包括的なスポーツ技術の体感 ●児童指導員、両親、小学校教員の養成や教育

対的水準の低下を反映しつつ、先の下院議院など政府の諸施策を基盤としながら、首相自らが音頭を取って、特に学校を中心とする若者のスポーツ振興の施策『スポーツ…ゲームを盛り上げよう』⁽⁴⁾を九五年七月に発行した。これは九〇年一〇月から実施されていたナショナルカリキュラムの改定（九五年一〇月から）を意識して、それへのインパクトも意図された。ここでも伝統的スポーツがさらに強調された。この間の地方選挙では保守党の長期政権への忌避、福祉の削減への地域住民の反対が高まり、保守党は惨敗を繰り返していた。この延長で九七年五月の総選挙では保守党の敗退が一般視されていた。（現に総選挙では、保守党は惨敗し、ブレア党首率いる労働党は歴史的大勝利を収めた。しかし新労働党政府の政策が保守党とどれだけ異なるか、大いなる疑問も出ている。）八七年の総選挙でサッチャー首相がスポーツを「強いイギリス」の手段として活用したように、メジャー首相もまた伝統的スポーツを強調したとの指摘もある。スポーツカウンシルの所管は国民文化遺産省であり、学校教育は教育雇用省であるから、本来は後者からの発行であるのが筋であるが、スポーツ政策としての一貫性や、主に財源として国民文化遺産省の国営宝くじに依存することから、そうしたものである。

冒頭の首相挨拶の中で、スポーツは、「学科教育」「職業教育」「道徳教育」と並んで四本柱の一つであり、学校時代のスポーツ経験が生涯のスポーツ参加を大きく左右すること、体育科や部活動を含めた学校スポーツが教育、学校の重要な構成要素であると、強調した。また、イギリスが近代スポーツの発祥地であり、それを世界に普及してきた歴史を持ちながら、現在はいまよりパツとしなないことは民族のプライドの問題であり、特に伝統的なゲームである「クリケット、ホッケー、水泳、陸上競技、サッカー、ネットボール、ラグビー、テニス、その他」をしつかりと教えた」と保守党政治家としてのイデオロギーも強調した。

政策全体の構成は四章からできている。第一章は「学校でのスポーツ」について、体育科と部活動、それに教員養

成の実状を述べている。個々の教師の献身的な努力にもかかわらず、部活動全体が衰退傾向にある。この点では、まず部活動担当の教員への手当てを学校理事会として検討する必要があると指摘している。また、学校スポーツの振興のために、この間「スポーツマークシステム」を導入した。それはまず、体育科は週二時間を設けること、また体育科以外に少なくとも週四時間の運動を行うこと、それらの活動の半分はスポーツ種目を行うこと、また地域スポーツクラブとの連携をとり、子どもたちのスポーツ活動の活発化を図ること等、そして優秀校や個人の表彰が述べられた。第二章は「スポーツ文化の拡大」で、地域スポーツクラブやスポーツカウンスルの地域組織が学校と連携していかにスポーツ参加と水準を高めることができるかを、述べたものである。クラブからのコーチ派遣やスポーツ団体、スポーツカウンスルとの連携も強調された。第三章は「高等教育機関におけるスポーツ振興」であり、教育改革によって学校要覧の発行や学校経営の会計検査の中に、必ずスポーツ項目を設けることを提唱した。また大学へのスポーツ奨学金制度も設けている。すでに三五の大学や高等教育機関では奨学金制度を導入している。そして第四章は「高度化の発展…イギリス全体」であり、「ブリティッシュアカデミーオブスポーツ」の設立やスポーツへの財政援助のあり方を述べている。特に、国営宝くじを万能薬の如く位置づけ、さらに企業からの献金も大きく当てにしている。

以上を集約して、第一章一五、第二章一一、第三章八、第四章四の計三八項目が「行動課題 (Action agenda)」として提起され、体育科と部活動を中心とする学校スポーツの発展の全体的な施策は、それぞれについて今後年次報告を出して各項目の実行状況を検討すると、首相としての学校スポーツの危機認識と同時に「やる気」を示した。

これらの政策が、政府主導の「公共的」な施策として提起されていることは、スポーツ政策を検討する上での重要な視点として把握しておくべきであろう。これまで、サッチャリズムの下で、それがたとえ管理的な様相を強く持つとも、上からの「公共的な」衣を纏った政策でも、提起されざるをえなかったことは、政策の社会的背景、政策

それ自体の公共性を理解するためにも重要である。

さて、その点検の一つとして出されたのが、教育視学官による学校現場の報告書『学校での体育とスポーツ…良い実践の調査』⁽⁵⁾であり、大学を始めとする高等教育機関での『奨学金制度について』⁽⁶⁾である。特に、先の「行動課題（Action agenda）の三八項目全体の進捗状況については、『初年度年次報告』⁽⁷⁾として、発行された。例えば学校要覧には必ずスポーツ活動も記述すること、九七年から中等学校の優秀なスポーツ実践校には「ゴールドスター賞」を与えること、またスポーツカウンスルや全国コーチング基金の財政と人材の協力を得ながら、教師のためのコーチ計画も新設し、また、国営宝くじから学校と地域スポーツクラブとの連携には補助金が支給されることになった。以上のように、新たな計画が進められようとしているが、部活動の推進の上で中心となる教員の待遇などについては一言も無いのはやはり根本的な欠陥を持っていると言わざるをえない。

カリキュラム基準局（Ofsted）の調査によれば、中等学校では50%以上の学校で、週二時間以上の体育科を実施しており、一方部活動については小学校の四分の三、中等学校の100%が部活動を設けている。学校の施設充実に關しては、国営宝くじに申し込んで採用されれば費用の80%までは援助される様になっており、これまでに恩恵を受けた学校も多い。⁽⁸⁾

- (1) Sports Council, *Young People and Sport: Consultation Document*, March 1992.
- (2) Sports Council, *Young People and Sport: Policy and Frameworks for action*, March 1993.
- (3) Secondary Head Association, *Enquiry into the physical education in schools*, 1994.
- (4) The Department of National Heritage, *Sport: Raising the game*, July 1995.

- (5) HMCI of School, *Physical education and sport in schools: A survey of good practice*. Ofsted, HMSO, December 1995.
- (6) The Department of National Heritage, *Sport: Raising the game, Working group on University sport scholarship*. June 1996.
- (7) The Department of National Heritage, *Sport: Raising the game, The first year report*, July 1996.
- (8) Ofsted, *The annual report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools: Standards and Quality in Education 1995/96*. The Stationery Office, 4 February 1997.

(3) 九〇年代の中間的概括

八〇年代には主に教育科学省による学校スポーツ（体育科と部活動）と、スポーツカウンシルの地域スポーツによって推進された来た少年スポーツは、八八年教育改革法をめぐって、これまでの福祉国家観による平等性の推進と、サッチャリズムの民営化、競争原理という基本的なイデオロギー対立を抱え込んだ。

スポーツ行政では、これまでのスポーツカウンシルが「イングランド・スポーツカウンシル」と「イギリス・スポーツカウンシル」とに分離することになった。これまで、スポーツカウンシルはウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各スポーツカウンシルとイングランドとイギリス全体を包むスポーツカウンシルとで構成されていたが、ここに来てイングランド・スポーツカウンシルが他の三者と同列として発足し、イギリススポーツカウンシル（United Kingdom Sports Council）は四地方を統合する役割、あるいはそれらの間の調整と、国際関係をつかさどることになった。ただ「イングランド・スポーツカウンシル」は、イングランドにおける高度化の推進と同時に若者たちのスポーツ参加を重点とする政策も実行する事になった。地域住民のスポーツ普及は地方自治体の責任に任せ

ることになった。こうしてスポーツカウンシルは六〇年代中頃から掲げてきたスポーツの普及（それは七二年以降のスポーツ・フォー・オール政策であるが）を基本方針から降ろした。このイングランドとイギリスの分離は当初の計画よりも遅延して、九七年一月から具体化した。したがって、九五―九六年段階はスポーツカウンシルのあり方をめぐって大きな議論がなされたと同時に、動揺も大きかった。

こうした中、先にも触れたように自らの政治生命をも掛けながら、保守党メジャー首相は、学校スポーツを所管する教育雇用省と地域スポーツを所管するスポーツカウンシルの機能を統合するように、国民文化遺産省から『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』（九五年七月）を発刊して、自ら陣頭指揮を取って少年スポーツ振興を掲げた。予想以上に好調な国営宝くじ収益の配分権を有する国民文化遺産省の今後の出方は、イギリスのスポーツ界のあり方を大きく規定するであろう。

こうして教育雇用省、スポーツカウンシル、国民文化遺産省の三者が、いわば三つ巴で学校スポーツ（体育科、部活動）、地域スポーツを強調し、それぞれに実態調査や年次報告書等を提起して、つばさに現状を把握しながら進んでいる。そこには、八〇年代の論争に見られたような諸見解が継続されていることは事実であるが、こうした施策が今後相互に刺激し合い、時には統合されて、かなり強力な推進策となることは明白である。また一方で、行政上の重複や調整の上での大きな摩擦も予想される。その意味でも今後の動向が注目されよう。

部活動はこれらの国民スポーツ、少年スポーツ、高度化政策のまさに総合的なスポーツ振興政策の一環として位置づけられ、期待されている。

六 部活動の実態

これまで八〇年代から九〇年代の部活動行政を見て来たが、本項では九〇年代の部活動の実態についていくつかの調査を元に検討したい。

1 部活動の実態

八八年教育改革法の九〇年一〇月からの実施に伴い、教育現場では例えばナショナルカリキュラムの履行の上でも、施設、人材の点で多くの困難、不安を抱えた。九四年には中等学校長会の体育科実態調査があり、『スポーツ・ゲームを盛り上げよう』（九五年）に伴う諸教育機関での学校スポーツ（体育科、部活動）の実施状況把握も行われた。スポーツカウンシルでは子どものスポーツ参加を政策の大きな柱の一つと考え、八七年には「学校スポーツフォーラム」を設立して既述のような種々の活動をしてきたが、九三年には『若者とスポーツ——政策と活動の概略——』⁽¹⁾を作成し、今後の政策を深化させる為の一環として実態調査を企画した。

まず最初に、人口統計調査研究所社会調査部門のヴァル・メイソンに依頼して、事前調査を行った。⁽²⁾小学校、中等学校の教師二〇人と六一―一五歳の生徒四〇人を対象にスポーツ活動やスポーツへの考え方について詳しくインタビューで調査した。この事前調査を元に、九四年の夏段階での部活動参加状況がイングランド地方全土から、六一―一六歳の生徒四四〇〇名を対象に行われた。⁽³⁾スポーツカウンシルとしても初めての全国的（イングランド内だけであるが）なものであり、三―五年の期間で継続し、今後の動向変化を把握する計画である。

「学校スポーツ」は、これまで述べて来たように体育科と部活動から構成されるが、教科外スポーツとして分けられる場合は、①部活動（学校によって組織され学校を中心に行われる Extra-curricular）、②地域スポーツクラブ（その名のとおり、地域のスポーツクラブのジュニアとして組織されたもの Sport club）、③子ども会他（教会の子ども組織、ボーイスカウト、ガールスカウト等 Youth club）を含んでいる。

(1) 事前調査から

事前調査からまず次のような結果を得た。子どものスポーツ参加に最も強く影響するのは学校教育であり、次いで両親の態度、第三に子どもたち自身の活動経験や考え方である。（2—p9）この点でいえば、学校スポーツの意義はきわめて大きい。しかし、調査は次のことも示した。体育科は小学校で深刻な状態である。専科ではなく、体育科は多くの教科中の一つの分担であり、体育科が不得手な教師も多く、また現職教育が不十分である。そのうえ施設も悪い。その中で、ナショナルカリキュラムの水準を維持することは、教員にとってかなり負担となっている。ナショナルカリキュラムでは体育科は六領域（ゲーム、水泳、陸上競技、体操、ダンス、野外・冒険活動）であるが、小規模校では施設、人材共に十分に対応できるわけではない。（一九九五年度より、中等学校ではゲームは必須となった）教員の実情でいえば、体育科以外の教員の部活動参加が低下している。復帰希望があっても、カリキュラム消化、会議の多忙化等のために現実には復帰できないからである。こうして人材、施設不足が体育科のみならず部活動の停滞へも影響している。

以上の事前調査から、イングランド全体での本調査が行われた。以下いくつかの項目に分けて検討する。

表-4 教科外でのスポーツ（場所と年齢）（％）

	小 学 校 2-6 年	中等学校 7-11 年	全 体 2-11 年
部 活 動	32	43	37
地域スポーツクラブ	38	47	42
子ども会他	52	50	51
そ の 他	26	18	22

表-5 教科外でのスポーツ（場所と男女）（％）

	男 子	女 子	全 体 2-11 年
部 活 動	39	36	37
地域スポーツクラブ	49	35	42
子ども会他	50	53	51
そ の 他	20	24	22

(2) 参加状況

小学校での子どもたちの参加状況は表-4のように、部活動、地域スポーツクラブ、子ども会とそれぞれに32、38、52％（合計すれば122％となるが、これは重複して参加していることを示す）で、合計74％の参加率である。中等学校はそれぞれ43、47、50％（同前）で、合計82％である。これで見ると、部活動への参加は地域スポーツクラブへよりも若干少なくなっている。ところで、後者の「子ども会他」はスポーツ組織ではなく、スポーツ活動の頻度は低い。主要な対象は前二者であり、そのうち部活動はこの間の沈滞化を考慮すれば、従来は地域スポーツクラブへの参加と同等、ないしはそれ以上の参加実態であったと考えられる。（3

— p 62 —

全体で見ると小学生より中等学生の方が高い。

これを男女別に見ると、表-5のように、特に地域スポーツクラブでの男女差が顕著であり、男子の49％に比べて女子は35％と低くなっている。

(3) 参加時間

部活動への子どもたちの参加時間を見ると表-6のようである。小学校の場合、週に一日でも行ったものすべてで

表-6 週当たりの部活動の日数（年齢別）（％）

	小学校：2-6 年			中等学校：7-11 年			全 体		
	男子	女子	全体	男子	女子	全体	男子	女子	全体
週 1 日	14	16	15	12	11	12	13	14	13
2 日	7	5	6	8	8	8	7	6	7
3 日	3	3	3	7	6	6	5	4	5
4 日	1	1	1	4	3	3	2	2	2
5 日以上	2	1	1	8	1	5	5	1	3
毎週でない	5	6	6	7	10	9	6	8	7
今年はなし	68	68	68	54	60	57	61	64	63

表-7 学期中の教科外スポーツへの週あたりの参加時間（％）

	小学校：2-6 年			中等学校：7-11 年			全 体：2-11 年		
	男子	女子	全体	男子	女子	全体	男子	女子	全体
な し	5	7	6	7	12	10	6	9	8
1 時間まで	8	13	11	9	16	13	8	15	12
1-5 時間	39	45	42	32	43	37	35	44	40
5-10 時間	23	21	22	21	19	20	22	20	21
10-15 時間	11	8	10	16	5	11	13	7	10
15 時間	13	25	14	15	31	20	14	28	20

32％であり、そのうち最も多いのは一日の15％である。中等学校の場合は全体で43％、一日が12％で最も多く、次いで二日、三日の順となっている。週五日ないしそれ以上は5％である。生徒によっては、部活動と地域スポーツクラブの両方に所属している子もいる。いずれにしても日本の週七日部活動と比較すれば、「慎ましい」ものに見える。（3—p70）

表-7は学期中の体育科以外の部活動、地域スポーツクラブ、子ども会他での週あたりのスポーツ参加時間である。小学校、中等学校共に、一—五時間が42％、37％で最も多い。小学校では次いで五—一〇時間の22％、一〇時間以上が19％である。中等学校では、五—一〇時間が20％、一〇時間以上も20％である。しかし一時間以下が小・中共に約20％、五人に一人の割合で存在することは、子どもの運動離れの一端として問題であろう。

中等学校長会では八〇年代後半から定期的に学校スポーツ（体育科、部活動）について調査活動をしているが、表-8は八〇年と九四年との比較での推移を示したもの

表-8 部活動参加の動向

		公立校	私立校
増 加	1980—1990	11	36
	1990—1994	27	36
減 少	1980—1990	62	16
	1990—1994	25	5
無変化	1980—1990	27	48
	1990—1994	48	59

ように、サッチャリズムの教育版である。

である。⁽⁴⁾ 八〇年から九〇年までの子どもたちの増加は、公立校の11%に比べ、私立校では36%になっている。そして九〇年から九四年の間には公立校で27%、私立校では36%で、私立校の増加がはるかに大きい。一方、減少傾向を見ると、八〇年から九〇年までは私立校の16%に比べて公立校では62%である。そして九〇年から九四年では私立校の5%に対して公立校の25%である。さらに、無変化を考慮すれば、八〇年代の落ち込みが公立校ではいかに大きかったかが示されている。その一方で、私立校はあまり落ち込まず、むしろ一貫して増加傾向をたどった。こうして公立校の条件の低下が際立っている。これは先述した

(4) 参加種目

部活動での参加種目は表-9のように、中等学校の男女で見ると、男子ではサッカー(フットボール)、ラグビー、クリケット……と並び、柔道等のマールシャルアーツへの人気も高い。女子ではネットボール、ホッケー、テニス等、そしてエアロビックスや乗馬も人気がある。同じく、地域スポーツクラブへの参加を見ると、男子ではサッカーが圧倒的に多く、他の種目が9%以下で並んでいる。女子では水泳をトップに僅差で

表-9 参加の多い部活動種目(中等学校:男女)
(1年間に参加した生徒の割合:%)

男 子		女 子	
サ ッ カ ー	21	ネットボール	12
ラ ク ビ ー	12	ホ ッ ケ ー	9
ク リ ケ ッ ト	12	テ ニ ス	6
陸 上 競 技	7	陸 上 競 技	6
バスケットボール	6	ラウンダーズ	6
クロスカントリー	3	ダンスクラス	3
テ ニ ス	3	水 泳	3
		クロスカントリー	3
生徒たちは1年間に行った部活動を三つあげるよう求められた。			

ダンスやテニスが続いている。両者共に体育の授業で行っている種目が部活動、地域クラブでも多く行われており、学校スポーツの重要性を示している。因みに、体育科の年間の学習種目は平均八―一二種目である。（3―p 63）

（5）教師の考え

部活動が多数参加の大衆化をとるか、少数精鋭の高度化をとるか、あるいはその両者か、多くの学校では選択を迫られているのが実状である。（3―p 19）生徒が部活動に参加する意義を、教師の立場から見ると、「授業外へのより多くの生徒の参加」が小学校では28％だが、中等学校では73％であり、小学生の2・6倍で中等学校での意義が高いことを示している。「学校対抗で競う」はそれぞれ20％、45％で「県や全国大会へ出場する」は5％と22％である。そして「トロフィーの獲得」は3％と12％である。このことから対外試合の意義を小学校よりも中等学校の教師の方が高く評価しているが、勝利至上主義的な態度はあまり強くないことは、小学校も中等学校も同じである。

過去三年間の傾向を見ると、表10のように部活動は増加したと考える体育教師は小学校42％、中等学校51％である。一方減少したとする者は小学校で12％、中等学校で9％であり、圧倒的に増加の傾向にある。尚、現状と同じはそれぞれ38％と41％である。

表18の公立校の部活動の減少、そして次の表11にみる非体育教師の参加減少を視野に入れると、増加分は体育教師が負担していることが浮かび上がる。（3―p 73）

これと非体育教師の部活動担当（昼食後、放課後で週末は含まない）の実態を表11で見てもよい。⁽⁴⁾私立校では八〇年代から九〇年にかけて、約65％が変化なしであり、増加と減少がそれぞれ20％弱で、安定しているのに比べて、公立校での八〇年代の減少は70％と、きわめて大きく減少した。これは先の部活動の時間数の傾向と並行している。

表-10 過去3年間の部活動の動向(教師による評価)(数字は%)

過去3年間に提供された部活動							
	小 学 校			中 等 学 校			全 体
	2-4年	5-6年	全 体	7-9年	10-11年	全 体	2-11年
増加した	38	48	42	54	45	51	47
減少した	11	13	12	9	8	9	10
ほぼ同様	39	37	38	37	47	41	39
全然なし	10	—	6	—	—	—	3
わからない	1	2	1	—	—	—	1
過去3年間に参加した生徒数							
増加した	37	41	39	50	40	46	43
減少した	11	14	12	12	14	12	12
ほぼ同然	39	42	40	38	46	41	41
全然なし	11	—	6	—	—	—	3
わからない	2	3	3	—	—	—	1

表-11 部活動の時間数(数字は%)

		公立校	私立校
増 加	1980—1990	7	17
	1990—1994	24	20
減 少	1980—1990	70	18
	1990—1994	37	16
無変化	1980—1990	23	65
	1990—1994	39	64

そして九〇年代も37%の減で、24%の増を大きく上回り、公立校での非体育教師の部活動参加は深刻である。

又、今後三年間の部活動の動向に対する体育教師による予測では、現状水準とする者が62%と最も多く、増加すると考える者は21%、そして減少するだろれば部活動の今後の上昇が少し多いようである。

(6) 生徒の考え

表12は小・中学生(二——一年生)が、一六項目について「強く賛成」「普通に賛成」「反対」「強く反対」「わからない」の五段階で評価したものうち、前二者の肯定面を示したものである。「体育科や学校でのゲームが楽しい」と応えた者は90%、「特に好き」は60%である。「全教科が好き」「全教科

表-12 スポーツやレジャーへの関心度（％）

	賛 成 強 + 普通	賛 成 強
・体育科や学校でのゲームが楽しい	90	60
・レジャーでスポーツをするのが好き	89	63
・スポーツが得意	77	39
・全教科が好き	75	35
・他教科より体育科が得意	47	25
・全教科が得意	77	31
・旨く出来たときだけスポーツが好き	58	30
・体力維持は重要	92	72
・スポーツで旨くなりたい	79	53
・友だちになるためにスポーツをする	50	22
・スポーツをする場では当惑する	18	6
・家族がスポーツを奨励してくれる	72	42
・私はスポーティだ	67	40
・スポーツをするとき健康さを感じる	82	49
・余暇ではスポーツよりも他の事をしたい	48	21
・卒業後もスポーツを継続したい	—	—

が得意」とする者はそれぞれ75％、77％であるが、「他教科より体育科が得意」は47％である。しかし「スポーツが得意」とする者が77％であることからすれば、若干少なく、体育科の課題となっている。いずれにしても、体育科、スポーツへの生徒たちの意欲は積極的であるといえるであろう。しかし、卒業後スポーツを継続するかということでは肯定的回答が無かったことは深刻である。（3—p125）

一週間の生徒たちの行動は表13のように、「テレビ・ビデオを見た」が最も多く、「友人と会った」と共に90％以上で、「本・雑誌・漫画を読んだ」は88％である。「スポーツに参加した」は87％で次いでいる。しかし、この一二項目を見ると、圧倒的に非運動的活動が多く、子どもたちの運動への参加機会の減少が見て取れる。

（2—p132）

(7) 保険加入

生徒対象のスポーツ傷害保険に学校が入っているかどうかを見たものが表14である。⁽⁴⁾私立校では「入っている」が八〇年から75％前後を維持しているが、公立校では九〇年の13％から九四年にはやっと31％に上昇した状態である。ここでも私立校と公立校との格差は歴然とし

表-13 学期中の放課後の生徒たちの行動 (%)
(小学生と中等学生, 2-11 年生)

	生徒の割合		週平均日
	週1回	週毎日	
・テレビ・ビデオを見た	96	64	5.8
・友だちと会い, 会話した	93	44	4.9
・本・雑誌・漫画を読んだ	88	34	4.1
・スポーツに参加した	87	23	3.2
・買物に行った	78	2	1.5
・宿題をした	77	11	3.1
・コンピュータゲームをした	69	11	2.4
・家事を手伝った	69	14	2.3
・トランプを楽しんだ (小学生のみ)	68	18	2.6
・子どもの面倒を見た	40	11	1.5
・他の趣味を楽しんだ	32	7	1.2
・楽器を楽しんだ	31	6	1
・アルバイトをした (中等学生のみ)	—	—	—

表-14 生徒対象のスポーツ傷害保険への
学校の加入状況

	公立校		私立校	
	1990	1994	1990	1994
入っている	13	31	78	74
入っていない	73	59	17	11
NA	8	10	5	15

ている。

- (1) Sports Council, *Young people and sport-policy and frameworks for action*, 1993.
- (2) Mason, Val, Sports council, *Young people and sport in England, 1994: The views of teachers and children*, July 1995.

(c) Sports Council, *Young people and sport in England, 1994: A national survey*, October 1995. これは (2) の調査に引き続き、イングランドで約四四〇〇人の生徒にアンケート方式で調査したものである。

(4) Secondary Heads Association, *Enquiry into the provision of physical education in schools*, 1994.

2 部活動の沈滞化と原因

その九〇年代も、私立校の安定さに比べて公立校の深刻さが浮き立った。八〇年代に大きく落ち込み、九〇年代に少し復活したが、八〇年代前半の水準には未だ回復していない。

ところで、八五年の論争以来、学校での「伝統的スポーツの沈滞」が叫ばれてきたが、その沈滞の背景と原因について八〇年代中頃と九〇年代中頃のそれぞれの指摘を見てみよう。

(1) 八〇年代の沈滞化の原因

まず「学校スポーツフォーラム」への基礎資料となった『学校におけるスポーツ』（マードック）によれば、八〇年代の沈滞化の背景と原因は以下の通りである。⁽¹⁾

① 生徒の変化について

- ・ 学校教育の規模の拡大（施設とスタッフ）と総合教育化により代表選手としての機会の低下が生徒の関心を下げた。
- ・ 悪天候下での屋外種目を嫌う生徒が増加した。
- ・ 一〇代の文化が、より挑戦的で、個人的なスポーツ（例えばサーフィン）に変化している。

- ・土曜日にスポーツをしなくなり、ショッピングに行くなどレジャー形態が変化した。

- ・財政的理由から週末のアルバイト数が増加した。(失業率の増加も反映している。)

- ・子どもたちが、自由時間を多様に活用したがっている。中等学校での能力主義化が進み、勉強のプレッシャーも強まっている。

- ・マイノリティスポーツにもメディアが進入し、若者の関心も増加して、伝統的スポーツへの関心が相対的に減少した。

② 体育科の内容や環境の変化について

- ・健康・体力への関心が高まり、体育科で教える種目が、伝統的スポーツ以外に拡大している。

- ・プログラムの拡大、種目の範囲と数の増加、志向する体育科の新たな方法の追求により、体育教師の資格内容が変化した。(上記の内容と対応し、伝統的スポーツへの関心が薄れる)

- ・性差問題や機会の平等化が体育プログラムへ重要な影響を与えはじめている。

- ・対抗試合による学校、生徒、教師への負担の増加と財政的支持が低下した。

- ・より多くの室内種目を可能とするスポーツホールが増加した。

- ・部活動の本質と教師の専門性の再検討が求められている。

③ 教師の活動について

八五年の教員ストによる部活動からの離反は学校スポーツを最も決定的に崩壊させたが、以下のような指摘も重大である。

- ・これまで伝統的スポーツを支えて来た多くの体育科以外の教師の支持の減少。ここには教師の多忙化、労働強化

つまり管理事務、ナショナルカリキュラムの準備があり、復帰したくてもできない人、あるいは無関心層の増加が上げられる。

- ・校長、両親、スポーツ組織による、部活動指導のボランティア意識があり、保障意識が薄い。

- ・親の部活動への関心、教師への支持の低下。（送迎、参観も少ない。）

④教育行政の変化について

- ・教師の水準を上げるための現職教育の減少。これはGMSやLEAという学校管理の二重化や教育委員会の財政危機による。

- ・利用可能なグラウンドが売却され、減少した。

- ・自治体が組織して来たスポーツ競技大会が激減している。（自治体の経営がCCTによって、随分ときつくなっている。）

以上のように、部活動の沈滞化の原因は単純ではなく、多くの要因が提起されている。しかしその要因はやや羅列的である。それに対し、ロンドン市教育委員会（ILEA…労働党主導）は、保守陣営からの「ILEAでは平等性を強調するあまり、学校における競争否定、スポーツを否定している」という批判に反論して、ロンドン市での部活動の沈滞化の原因には以下の四点があるとした。

- ・八四、五年の二年間、（サッチャー政権下での教育条件、教員の労働条件の改善に抗議して）教師は善意・ボランティアでの部活動指導を止めたこと。

- ・学校の閉鎖による統合によって、場合によっては施設が遠く、活用できない。

- ・男子校の閉鎖による、特にクリケットとラグビーの低下である。その一方で、女子の活発化がある。

・体育教師の現職教育の拒否、つまりこれは高齢化と非専門化である。

以上のように主要には政府の教育政策の帰結であると結論づけた。さらに「スポーツはフランスや西ドイツのように地域のスポーツクラブに任せた方がよい」という意見があるが、学校教育としての部活動の意義は重要であると強調した。⁽²⁾

この批判と反批判の後、ILEAでは、一部の能力のある子どもだけでなく、すべての子がその能力に応じてスポーツに接するチャンスを保障すること、また対校試合は授業時間内に行わないこと等、スポーツを重視しつつ、一部のエリート化、そのことによる一般生徒への手薄化を批判する声明を出した。⁽³⁾

こうした経緯を経て、ILEAでは体育・スポーツ学者ピーター・マッキントッシュを責任者とするロンドン市内の学校スポーツの実態調査と勧告を作成する特別プロジェクトを八六年一月に設定し、約一年後の八八年一月に『私の好きな教科』⁽⁴⁾を提出した。ここにはロンドンでの体育科や部活動の実態が示されている。また、部活動の沈滞化の原因の一つとして、中等学校生徒の週末のアルバイト化も大きな要因としてあげている。⁽⁵⁾これは都市部で著しい。若者の購買衝動に支えられたものであると同時に、失業率の高さから家計補助としての側面も見逃せない。

各地の教育委員会を対象とする労働党の調査では、特に部活動でのチームスポーツの沈滞化が指摘されている。体育教育では、小学校の体育科の質の低下が深刻であり、まともな現職教育がなされていない。50%の教育委員会では中等学校への水泳を提供できていない。今後、地方教育委員会(ILEA)管轄の学校では学校施設の売却や施設の維持・管理の上での負担が増し、また、教師の定員不補充は10%にも及び危機的な状況である。もちろんこれらは保守党政府のなせる業であると批判した。⁽⁶⁾

こうして、八〇年代の部活動の沈滞化は、保守陣営からの平等性や「否競争性」を強調する革新的教育への批判と

表-15 部活動停滞の要因

		公立校				私立校			
		はい		いいえ		はい		いいえ	
		'90	'94	'90	'94	'90	'94	'90	'94
a	土曜日の勤務	80	74	20	26	47	24	53	76
b	体育科の重点の変化	39	26	61	74	15	6	85	94
c	財政緊縮	48	35	52	65	10	7	90	93
d	教員組合の示唆	50	22	50	78	1	1	99	99
e	新料金制度	21	13	79	87	0	0	100	100
f	施設条件	23	25	77	75	18	6	82	94
g	教員の労働契約	63	45	37	55	5	1	95	99
h	教員の労働過重	83	78	17	22	39	74	61	26
i	教員の法的地位	32	28	68	72	19	15	81	85
j	利用できない施設	19	23	81	77	19	10	81	90
k	施設の消失	11	13	89	87	12	4	88	96
l	他の要因	59	39	41	61	61	12	39	88

しての傾向にあったが、九〇年代に入ると革新陣営からの保守政権の失敗の結果であるという反攻が開始された。そして革新陣営自体も、スポーツの競争性を否定したものではないことは、以上の記述からも明白である。

(2) 九〇年代の沈滞化の原因

ところで、九〇年代の沈滞の実態を、教員や学校施設の点から見たのが表-15である。⁽¹⁾ 私立校の「いいえ」が断トツで多い。これはこの間に部活動の減少が少なく、相対的に安定していたことを示すものである。一方、公立校での減少が目立つが、特に目立つもののいくつかを指摘する。まず、「a土曜日の勤務」が九〇年には80%、九四年には74%と多いが、これは「h教員の労働過重」の83%、78%といっしょに考えれば容易に理解できる。「c財政緊縮」は公立校と私立校の大きな違いであり、公立校の厳しさを顕著にしている。私立校に対する公立校の条件の厳しさは、「d教員組合の示唆」「g教員の労働契約」「i教員の法的地位」等、教員の身分上の不安定さも反映している。特に「e新料金制度」は公立校

施設自体、公共施設使用料金であり、また「b体育科の重点の変化」を含めて私立校ではあまり影響を受けていないことを示している。

以上から概観すると、部活動を取り巻く教員と学校行政の状況は財政その他であまり影響を受けない私立校で相対的に安定し、公立校で大きく動揺したことが伺える。これは先に述べて来たことの数量化であり、内部からの実証である。

- (1) Murdoch, Elizabeth, *Sport in schools*, Desk study commissioned by The Department of Education and Science, The Department of the Environment, May 1987, p 39, 40を内海が再整理した。
- (2) Low, George, 'Give a child a sporting chance', *Education*, Vol. 168, No. 6, 8 August 1986.
- (3) ILEA, *Personal Communication*, 1st September 1986.
- (4) McInosh, P. C, ILEA, *My favourite subject, A Report on Physical Education and School Sports for Inner London*, January 1988. 詳細は後に紹介する。
- (5) Chappell, R., op. cit., p 20.
- (6) Fatchett, Derek, MP, Labour Youth Spokesperson, *School sports in crisis?*, Labour Party, November 1989.
- (7) Secondary Heads Association, *Enquiry into the provision of physical education in schools*, 1994.

七 部活動の改善の視点

一九八八年、設立して間も無いスポーツカウンシルの「学校スポーツフォーラム」は学校スポーツの発展のために

六四項目にわたる勧告を行ったことは「一」で述べた。その内容をより詳細に見れば次のようである。⁽¹⁾

① 中央政府への提言

- ・ ナショナルカリキュラムにおける体育科の割合は10%にする。

- ・ 教師が部活動に参加するための時間的配慮をする。

- ・ 学校のスポーツ施設が産業界に売却されないように、環境省や教育科学省は監視すべきである。

- ・ 小学校教師養成や現職教育において体育科を重視すべきである。

② 地方自治体や教育委員会への提言（中央政府への勧告と重複する部分も多く、ここではそれ以外を上げる。）

- ・ 芝生グラウンドの週七時間以下の使用を維持する。

- ・ 地域に青少年スポーツ諮問委員会を設立する。

- ・ 教員養成では基礎課程に体育科は少なくとも一〇〇時間を必須とする。

③ 学校、校長、教師への提言

- ・ 多様な部活動の機会を生徒に与える。

- ・ 学校と地域スポーツクラブ、自治体との連携を深める。

- ・ 体育科や部活動で「競争」の教育を経験させる。

- ・ 体育科では到達度評価に基づき、基礎学力を保障する。

- ・ すべての男女に平等で広い活動の機会を与える。

- ・ 小学校では身体活動は毎日必要である。

④ スポーツカウンセシル（中央と地方）他への提言

- ・一九九一年まで「学校スポーツフォーラム」を毎年招集する。
- ・学校スポーツ協会は高度化への政策を持つべきである。
- ・民族的少数者の子どもたちの参加促進策を持つ。

ここに述べられた勧告は、例えば、カリキュラムにおける体育科の割合を10%程度にすること等、その後概ね実現しつつあるものもあるが、大半は実現されていない。特に子どもたちの運動不足やそれへの対策である部活動の促進等である。だからこそ、九五年の『スポーツ…ゲームを盛り上げよう』等の政策が出されて来たわけである。そして部活動から見れば、教員の労働条件での改善はほとんど進展が無かったと言えよう。この間教員の年間の労働時間は一二六五時間と定められたが、部活動担当者は現実にはこれらを大きく上回って負担をして来た。

こうした中で、日常的に部活動問題を重点的に扱っている全国学校スポーツ評議会は九七年段階の要求として、『政策文書』⁽²⁾を提起した。ここには諸要求が散りばめられている。その全体は、本稿巻末の付属資料『政策文書(Policy Document)』を参照しつつ、そこからいくつかを抜粋する。

① 国や自治体による部活動の承認

- ・ 政府が拡張カリキュラム(部活動)の価値を公的に承認する。
- ・ 地方政府も地域の学校スポーツ協会の活動を支持すべきである。この支持は行政上、人事上の奨励と共に、時間的、財政的にもなされるべきである。

これらは部活動の基本に関わる課題である。イギリスの公立校における部活動の教育理念は高いけれども、その制度的位置は低い。だからこそこうした「公認」を求めている。

② 部活動と教師への報酬・保険

・ 拡張カリキュラムで支出される教師のポケットマネーの支出は、補償される。
・ 拡張カリキュラムのために生徒と教師の接触の十分な時間が保障され、学校管理運営上の負担や諸会議への参加は考慮される。

・ 教師の保険は教育委員会、国あるいは学校理事会等、責任機関によって提供される。

・ 教師たちは自らの保険実態をチェックすべきである。

・ その他のボランティアなヘルパー（例えば、退職教師）も、保険を保障されるべきである。

・ スポーツは教員養成コース、特に小学校課程での一部となる。

・ スポーツ団体の諸資格の取得機会を含めた現職教育が、すべての教師に保障される。

・ 部活動で子どもたちと成功裏に活躍している教師の実績は、昇任の検討時に、考慮する必要がある。

制度的位置が確立すれば、それに従事する教師の資格や昇任上の配慮、あるいは保険の手当てが公的に保障される必要がある。ここには示されていないのは、「残業分」としての部活動指導への報酬が提示されていないことである。政治的、経済的な厳しさを反映して自粛をしたものだが、部活動の制度的な位置がしっかりとすれば、その分の校務分掌や授業分担の軽減の要求も可能であろう。

③ 学校スポーツ施設

・ すべての学校は屋内、屋外の適切なスポーツ施設を持つべきである。

・ 屋外施設は芝と人工的コートの混合がよい。

・ NCSは学校のプレイングフィールドの消失を危惧している。

・ 可能なところでは施設活用と経験者との交換を始める（例えば、地域スポーツクラブが学校のフィールドを活用

し、その代わり生徒のためのコーチを提供する。）

・施設の質は、学校の主要な目標、子どもの教育を犠牲にしてなされるべきではない。

これらは部活動発展の基盤としてあるものである。特に学校のスポーツ施設の民間への売却は一度なされると買い戻しはほとんど不可能で、末代までへも影響するので、売却には大きな危機感を持っている。

④過熱 (Overlay)

・過剰なトレーニングは子どもたちの成長に危険である。

・スポーツへの過剰な時間が子どもたちの他の生活時間（例えば、宿題、地域の付き合い、他のスポーツ）と対立する。子どもたちが、宿題、スポーツ、他の活動、社交等のバランスのとれた生活を営めるように、学校は親子との協同をとるべきである。

・子どもたちの高度スポーツへの参加はそれぞれ長所短所があることを親たちは認識すべきである。

・素質はそれ程ないが熱意のある子どもたちのために十分な機会が提供されるべきである。

・最終的な手段として、過熱を防ぐためには法的規制もやむを得ない。

イギリスでも子どものスポーツをとりまく過熱化は深刻であり、子どもたちの全人的な成長との矛盾が危惧されている。止むをえない場合には法的な規制をも辞さないという強い対応も考えられ、深刻さの一端が垣間見える。

⑤学校でのコーチ

・コーチは、教師に代ってでなく、教師と共に、活動すべきである。この関係はコーチ契約が終了した後も継続するであろう。

外部コーチ、指導者の位置づけは多くの困難さも伴っている。部活動を学校教育の一環として理解するかどうか、

その表現がここに示されている。

⑥ 親のガイドライン

・何らかの形で常に教師が付き添っていることが強く求められる。そうでなければ、学校の保険政策は説得力がない。

・常に、親たちは教師が参加していることを求める。

・親たちは自分の子ども、その他の子どもにたいして、例えばフェアプレイの大切さを自覚できるような良き事例を示すべきである。

・学校のスポーツは、単に子どものスポーツ能力の発達ばかりでなく、人間としての全面的な成長の一部であることを認識すべきである。

・参観者としての親のあり方

自分のチームを激励する。

相手チームや審判員を含むすべての参加者の中で、技術、熱意、行動を認識すべきである。

勝利、敗北、引き分けに対して、すべての選手や審判員の努力を称える。

・参観者として次のことは行うべきではない。

他の人々をけなすこと…選手、教師、審判、コーチあるいは他の参観者

自分の子どもや他の子をコーチ（この場合は口出し）すること

勝利がすべてに優先すると考えること

・親と教師と学校との絆は協同によって高められる。

部活動への親の参加を期待しつつ親の参加のあり方を示している。その場合の基本は子どもたちに対してフェアプレイの大切さを伝えられるような親の支援のあり方である。

- (1) School Sports Forum, *Sport and young people: partnership and action*, July 1988. もちろんこの他に地域スポーツクラブ、子ども会、全英コーチ協会、全国学校スポーツ評議会等への促進勧告を行っている。
- (2) National Council for Schools' Sport, *Policy Document*, March 1997.

八 部活動推進の組織

- 1 全国学校スポーツ評議会 (National Council for Schools' Sport: NCSS)⁽¹⁾
- (1) 設立と構成

NCSSは一九四八年に結成され、全国レベルでの「学校スポーツの声」として活動してきた。現在は三三団体から構成されているが、NCSSとしての地域組織はない。そのうち一九団体は特別な学校スポーツ協会であり、その他は学校か競技団体のジュニア委員会である。⁽²⁾自治体には教育委員会と合同の「学校スポーツ協会」があり、「学校スポーツの声」として、財政、行事その他で、関係団体に広く関係を呼びかけているが、それらはあくまでも別組織である。NCSSとしても地域レベルの学校スポーツの発展のために、これらの組織とのコミュニケーションは重要である。

国際的には「国際学校スポーツ連盟 (ISF)」（後述）のメンバーとなっている。

役員は、会長、議長、副議長、事務局長、事務局員、会計、監事で構成され、年次総会での基本方針を月例の執行委員会が執行する。

NCSの目的と活動内容は、以下のように大きくは三つの領域で示される。第一は「目的」そのものであるが、どちらかといえば組織方針に近い。そして第二は「部活動の必須条件」であり、部活動を進める上での諸条件の整備を指摘したものである。この両者によってイギリスにおける部活動の問題点の大枠が理解できる。そして第三はそれらをより詳細に、一一項目にわたって明確にした『政策文書』である。

(2) 目的

全国学校スポーツ評議会の目的は以下の通りである。

- ・ 学校スポーツを促進するためにメンバーを激励する。
- ・ メンバーが相互に関心ある問題を議論するための手段を提供する。
- ・ 学校スポーツに関する情報をメンバーに広める。
- ・ スポーツを介して子どもたちの精神的、道徳的、身体的成長を探究しているメンバーを支える。
- ・ 関連機関と連携を図る。
- ・ 政府、スポーツ団体、自治体、その他必要な機関に対して、メンバーを代表して意見を述べる。
- ・ 地方、地域の学校スポーツ組織の活動を激励する。
- ・ 国際学校スポーツ連盟の活動への参加を激励する。

これらは組織活動の方針であり、学校レベルから地域、そして国際レベルまでを視野に入れている。また、政策主

体として、関連機関への発言も行っている。

(3) 「部活動の必須条件」

部活動として成立するために次の項目の実現が必須である。

- ・ 学校スポーツの教育的意義が承認されること。つまり、スポーツを介して生徒の精神的、道徳的、身体的な成長と改善を図る。
- ・ すべての生徒がスポーツに参加する機会を与える。
- ・ すべての生徒が持てる能力を開花しうる機会を与える。
- ・ 部活動Ⅱ「拡張カリキュラム」の中心的要素として教師がいることを承認する。教師たちは部活動の指導に参加することを奨励され、支えられるべきである。彼らが生徒と接する時間や彼らの活動への配慮がなされるべきである。
- ・ 学校スポーツの構造の承認の必要性。
- ・ 部活動チームは教師の参加、適切な施設と財政を必要とする。
- ・ 地域の学校対抗試合とその発展が必要である。
- ・ 全国学校スポーツ評議会は、地域学校スポーツ協会が全国スポーツ団体との連携が図れるように調整をする必要がある。
- ・ 教師の、地域ないし国レベルでの役員としての活動は、自校の活動を超えた配慮が必要である。
- ・ NCSは部活動の改善のための有効な組織である。

・学校を基盤とするスポーツ団体は、次の活動を行う上で該当する政府機関からの補助金を得られるように奨励され、ナショナルロタリー（国営宝くじ）からの補助金の申し込みを行う。

学校スポーツの有効なプログラムを運営し、支える。

能力ある生徒を一層伸ばす。

新任教育や現職教育を提供する。

限定され承認された範囲でスタッフのリリリースを認める。

適切な国際大会へ参加する。

国際大会を招致する。

これらのそれぞれにおいて、適切な協同が求められる。

NCSSの場合、学校スポーツ（体育科、部活動）といっても主要には部活動への関係団体である。この中で部活動を「拡張カリキュラム（The extended curriculum）」として位置づけ、地域スポーツとは異なるまさに教育の一環としての部活動であることを強調している。したがって教師の参加が決定的であること、そのために教師の条件を改善することなどを提起している。

(4) 『政策文書』

それらの内容をより詳細な項目で提起したのがNCSS『政策文書』である。詳細は本稿巻末の補足資料に譲って、ここでは若干を抽出する。その内容は以下の二項目からなっている。

- ・部活動の根拠
- ・競争スポーツ
- ・部活動参加教師
- ・部活動と教師への報酬
- ・地域学校スポーツ協会
- ・学校スポーツ施設
- ・学校施設の活用
- ・過熱

・学校でのコーチ ・教師他の保険 ・親のガイドライン。

これらの政策の内容から、イギリスにおける部活動の実態、問題点、そして考え方が集約されている。学校スポーツが教育とスポーツの世界の接点であり、生徒や教師のみならず、学校や地域やスポーツそれ自体の発展にとっても有益であること、勝利や敗北の経験をさせ、自己訓練や他者との協力、関係者への感謝など、まさに競争教育での人間形成を指摘し、競争スポーツを擁護している。

(5) 活動

スポーツカウンシル、CCPRとの連携、季刊雑誌『スポーツティーチャー』の発行。スポーツカウンシルの全国ジュニアスポーツ計画やユーススポーツトラストの協力団体としても活動し、スポーツカウンシルや国営宝くじからの補助金も得ている。

(1) NCSS, *Handbook 1996*, NCSS, *Handbook 1997*.

(2) 特別な学校スポーツ協会を持つのは以下の団体である。アーチェリー、サッカー、陸上競技、バドミントン、バスケットボール、ボクシング、クリケット、サイクリング、ゴルフ、体操、柔道、テニス、オリエンテーリング、ラグビーリーグ、ラグビーユニオン、ヨット、スキー、水泳、卓球。以下は競技団体のジュニア部門である。野球、カヌー、ホッケー、ラクロス、ネットボール、ラウンダーズ、ボート、ソフトボール、スカッシュ、トランポリン、バレーボール。

2 国際学校スポーツ連盟 (The International School Sport Federation : ISF)

国際学校スポーツ連盟（通称ISF）の概略は以下の通りである。

（Ⅰ）設立

一九六〇年代、学校間の国際試合が増えつつある中で、個々の種目でも国際試合が定期的に持たれだし、例えばハンドボール（一九六三）、バレーボール（一九六九）、サッカー（一九七〇）、バスケットボール（一九七二）などでは組織委員会も形成されつつあった。

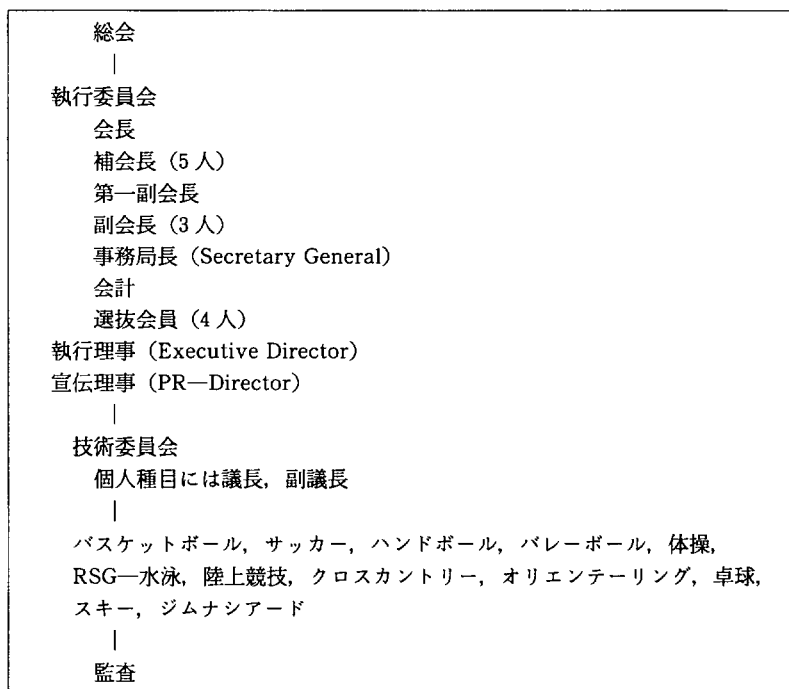
こうした基盤の上に、七一年の秋にオーストリアの教育芸術大臣が呼びかけて、「ヨーロッパ学校スポーツ連盟」創立の会合がウィーンで持たれた。しかし、近々もっと発展するだろうとの意見も多く寄せられ、二二カ国から準備委員会が選ばれて、七二年六月四日にルクセンブルグのビーフォルトで総会が持たれ、執行委員会も選出されてISFが設立された。当初の加盟はヨーロッパ一六カ国とイスラエルの計一七カ国であった。九五年九月段階で、六一カ国になり、現在七〇カ国がメンバーである。全世界の隅々とはいかないが、世界的に安定した組織となりつつある。また、目的も確立し、教育的観点から競争を促進しており、オリンピック理念の擁護者でもある。

（Ⅱ）目的

学校スポーツの目標は、「すべての生徒の身体的、知的、道徳的、社会的そして文化的な成長を目指すことにある」と、ISFは考える。異なった種目の国際競技会を開催し、相互理解の促進の視点から生徒たちの競技を奨励する。そのために国内、国際機関との協力関係を促進する。

ISFの活動は主に中等学校に限定し、政治的、宗教的、人種的な差別は行わない。すべての大会が教師の監督下、

組 織 図



しかも他の文化行事を伴って開催されるという点で、教育の枠組みの中での位置づけを明確にしている。

(3) 組 織

会員は五大陸にわたり、会員数も七〇カ国になる。⁽¹⁾ 組織図は以下の通りである。

ISFの公用語はドイツ語、フランス語そして英語である。

九五年七月にはIOCの総会（ブダペスト）から公的機関として承認を得た。これによって、九八年に中国の上海で予定しているジムナシアードにはIOCからの援助をもらえることになった。四年毎に開催される本連盟の「ジムナシアード（Gymnastad）」の種目数は当初四つのチームスポーツ（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、バレーボール）と三つの個人競技（陸上競技、水泳、体操）の合計七種目であ

ったが、その後クロスカントリー、オリエンテーリング、リズム体操、卓球、スキーが加えられた。

国際機関との連携では、特にIOC、UNESCO、GAIFS、ヨーロッパ共同体（EU）、そして各種国際スポーツ団体との関係が持たれている。

九五年一月からの会費は七七五〇ドル（アメリカドル）である。

(4) 活動

「一九九七年」

スキー	三月	ドイツ
卓球	三月	ベルギー
オリエンテーリング	五月	イタリー
水泳	五月	ベルギー
体操	五月	フランス
バスケットボール	五月	チェコ共和国
陸上競技	六、七月	フランス
サッカー	七月	ペルー
執行委員会	七月?	ペルー
陸上（ロード）希望国	八月	パキスタン
シンポジウム		フランス

PSO—パキスタンからISFにクロスカントリーへの後援依頼が来ていたが、もしすべての国に招待状が送付されるのであれば、ISFの指針からみても後援できないと拒否した。国家間の対立を直接に持ち込まないためである。

「一九九八年」

ハンドボール 三月 チェコ共和国

バレーボール 四、五月 ギリシャ

クロスカントリー 五月 ラトビア

オリエンテーリング 五月 ラトビア

卓球 四月 ポルトガル

執行委員会一回目 ポルトガル

ジュニアード九八年(11th)一〇月 中国

執行委員会二回目 中国

総会九八年

三回国際スキーコース 三月 オーストリア

九八年にポルトガルのリスボンで予定していたヨーロッパ学校スポーツ大会が中止となった。理由は、予算の40%を占めるヨーロッパ共同体(EU)からの補助金が、予約されていたにもかかわらず執行されなくなったからである。また、大会日程を九七年に変更しきれなかったからである。

「一九九九年」

スキー	三月	チェコ共和国
バスケットボール	四、五月	スロバキア共和国
陸上競技	六、七月	ドイツ
サッカー	六、七月	イタリー
体操		
水泳		
「二〇〇〇年」		
オリエンテーリング	五月	
卓球	四月	ポルトガル（九九年？）
クロスカントリー	三、四月	ベルギー
ハンドボール	三、四月	ポルトガル？
バレーボール	四、五月	ポルトガルまたはフィンランド
執行委員会一回目		
ヨーロッパ大会		ラトビア？
執行委員会二回目		

以上のISFのすべての競技会において、旗はISF旗と開催国国旗のみが望ましい。そして国歌ではISF歌のみが使用される。ISFのモットーは「勝利第一でなく、有益な結果をもたらす経験を（Not winning at all price but experience with result）」である。

(1) 日本は未だ会員になっていない。

参考文献は以下の通り。これらはISFの事務局長レイモンド・デフィーバー氏より、ベルギーのブラッセルにある本部から送付いただいた。

・ ISF (International School Sport Federation), *Origin/ Objectives/ Structures/ Statutes, Rules of Procedure, General Rules of Competition*, 1996.

・ ISF, *Open Door*, 31 March 1997.

・ ISF, *General Assembly*, Antwerp, 29 September 1996.

・ ISF, *3rd Technical Committee Seminar*, Athens/Olympia/Greece, 6-10 September 1995.

追加(資料が追加され次第、補足する)

・ こうした「国際学校スポーツ連盟 (ISF)」に加入することはそれぞれの国々において、部活動が行われていることを意味するのではないか。この点の確認が重要である。

(付属資料) 政策文書 (Policy Document) 1997. 3

全国学校スポーツ評議会 (NCSS: National Council for Schools' Sport)

1 部活動の根拠

・ 学校スポーツの利点は、個々人、学校、地域そしてスポーツそれ自体にとって、大きなものである。

- ・学校スポーツは教育とスポーツの世界とを結び付ける。
- ・すべての子どもが、居なれた学校や新たに通う環境の下で、参加することができる。
- ・教師は教育の有資格者であり、子どもたちへの積極的な影響を持っている。
- ・生徒と教師の良い関係が促進され、学校とその目標への一体感が形成される。
- ・学校は生徒の成長の場として認識される。
- ・学校スポーツは健康を促進し、活動的な生活スタイルを奨励する。
- ・機会の平等、寛容、規則、責任そしてメディアへの批判的評価等の広域な理解はすべて統合されたものである。
- ・スポーツは鍛練を推奨し、学校スポーツはスポーツの高い道德的基盤を有している。
- ・親の協力は必須であり、スポーツは子どもたちの全面的発達という広い文脈の下に置かれる。
- ・優秀な人材の育成、卒業生たちの参加機会を維持するために地域スポーツクラブとの連携がある。
- ・生徒の飛躍的な進歩はしばしば地域の学校スポーツ協会の庇護の下でなされる。それはすべてのレベルで学校チームに競争の機会を与え、学校を代表し、コーチを提供する。
- ・学校での若者へのスポーツの提供は、（他のそれと比較して）子どもの全面的発達や安全教育の原理に基づいている。
- ・スポーツや他の部活動（演劇、音楽、絵画等）を提供する学校は、両親や子どもたちそして地域に対してその教育的円満性を示す。
- ・学校スポーツの実績を通して学校の地位が高められる。
- ・部活動は生徒にとっても教師にとっても楽しいものである。

2 競争スポーツ

- ・競争はスポーツの本質的要素であり、NCCSSもそれを受容し、推奨している。それは実生活での競争への価値ある準備である。
- ・しかし、スポーツをコーチし、組織し、見学する人々は競争への過度のこだわりがもたらす危険性についても常に認識するべきである。
- ・学校スポーツは生徒たちに次の機会を与える。
 - ある水準の成果を達成する。
 - 彼らのグループ、学校、地域を代表する。
 - チームのために協力しながら、チームの一員となる。
 - 他校やいろいろな地域を訪問する。
 - 多様な環境を経験する。
 - 他校やいろいろな地域からの競技者と出会う。
 - ルールやスポーツ精神に則って活動する。
 - 勝利の喜び、敗北の失望を、経験する。
 - 自己規律やチーム規律を受容する。
 - 他者の努力に感謝する。
- 確固として継続的な友情関係を形成する。

3

スポーツに感謝し、コーチング、審判、クラブ運営等の側面への関心を広める。

- ・学校スポーツはスポーツを媒介として生徒の知的、道徳的、身体的な成長に関わるものである。

- ・健全に、適切に統制された競争は、努力を通して楽しさを得る手段であると同時に、将来の生活がもたらす実生活でのプレッシャーの準備でもある。

- ・学校スポーツはその過去の実績つまりその水準を誇るばかりでなく、競争の要求は教育的な方法で奨励されていると信じている。

- ・チームや諸活動に関わる人々は、若者がスポーツ精神に則って行動することを主張し、規範を示すべきである。

- ・参観者、特に両親は子どもたちのスポーツを奨励し、批判的で非公正な態度をとるべきではない。彼らはチームや諸活動に関わる人々に協力的であってほしい。

部活動参加教師

- ・学校は、子どもたちのスポーツへの参加を促し、技術を上達し、スポーツへの尊厳性を教えるには理想的な場である。

- ・学校スポーツはナショナルカリキュラムの一環であり、教科体育も存在する。しかし、その今後の発展は教師たちのボランティアな貢献によるところが大きい。多くの教師がスポーツ指導員資格を持ち、すべて教育の見地から活動している。部活動(Extra-curricular activities)の価値は、*“拡張カリキュラム”* (The extended curriculum) という用語を使用することによって、より良く理解することができる。これは他の活動、例えばドラマ、音楽そしてスポーツにも該当する。

・全国学校スポーツ評議会（NCS）は次の事項を推奨する。

政府が拡張カリキュラムの価値を公的に承認する。

校長や学校理事も拡張カリキュラムの価値を承認する。

拡張カリキュラムに含まれる教師の仕事や地位はその経歴に記し、評価する。

学校外の活動に関わる拡張カリキュラムへの教師の参加を承認し、支持する。

拡張カリキュラムで支出される教師のポケットマネーの支出を補償する。

拡張カリキュラムのために生徒と教師の接触の十分な時間を保障し、学校管理運営上の負担や諸会議への参加を考慮する。

教師の保険は教育委員会、国あるいは学校理事会等、責任機関が提供する。

スポーツは教員養成コース、特に小学校課程での一部とする。

スポーツ団体の諸資格の取得の機会を含めた現職教育を、すべての教師に保障する。

教師が全国レベルや国際レベルの役員に任命されたとき、労働組合や Justice of the peace の地位に匹敵する時間的保証を、労働協約の上で承認する。

4 部活動と教師への報酬

(はじめに)

・伝統的に部活動は教師のボランティアな度量で支えられてきた。それらは教師の通常の職務にたいしては付加的なものであり、学校時間外に行われる。

・教師たちへの報酬はなく、多くの場合の自費負担さえ支給されてこなかった。

・生徒の教育的成長や経験の拡大のゆえに、教師たちは部活動を自らの非公式な仕事の価値ある一部として承認して来た。

・校長や学校理事、教育委員会、その他も支持を与えることによって、教師の役割を評価してきた。

・子どもと教師の接触時間は教師の仕事の主要な部分である。

（新しい状況）

・教員の雇用契約は現在労働時間を明記している（年間一二六五時間）。これにも拘らず、多くの教師はそれを超えて部活動に関わっている。

・ナショナルカリキュラムはそのカバーすべき活動を明記している。

・学校は地域のスポーツクラブやスポーツセンターといったその連携をとり、コーチの学校への参加を奨励している。

・学校へのコーチは時には有給である。

・学外コース（例えばキャンピング）には時折有料のコーチを雇う。

・自分の学校以外でコーチとして活動する教師は時折有給である。

（主張）

・学校へ招くコーチや教師への支給は、その学校でボランティアで活動している教師たちを落胆させる。もしも運動部活動に参加する教師たちにのみ支給されるならば、音楽や演劇部に参加する教師たちを落胆させる。

・国内のすべての学校でのそれらの活動をカバーするのに必要な経費は莫大である。

5

地域学校スポーツ協会 (Area Schools Sports Associations)

(はじめに)

- ・ 学校スポーツが検討されるとき、学校スポーツ協会はしばしば無視される。協会は学校スポーツが各スポーツの競争、コーチ、代表を可能にさせるものである。
- ・ 教師のボランティアな努力は、自分の学校の外、つまり町、県、地方、ないし国のレベルで費やされる。
- ・ 各協会はその地域のすべての学校の利益となるように活動するものである。
- ・ 協会の大きさと範囲はスポーツによって、そして地域によって多様である。それらなくしては、学校間から国際レベルまでの達成は不可能である。
- ・ これらの協会を運営している教師たちは生徒たちがスポーツで直面している危険を認識しており、これらのことを自覚しながら教育の原理に基づきながら発展的、保護的なプログラムを提供している。

- ・ 学校スポーツを賄うための組織構成上の費用は、学校予算の範囲外である。それは学校外からの財政援助と有効性への支持を必要としている。
- ・ 教師は管理運営上の時間的負担を軽減して、子どもとの接触時間を増やすべきである。
- ・ 教師の部活動への参加の価値が高く評価されるべきである。
- ・ 地域の学校スポーツ協会を支えている教師の役割も同様に評価されるべきである。
- ・ 部活動で子どもたちと成功裏に活躍している教師は、その職業上の昇任の検討では、その実績が考慮される必要がある。

（問題点）

- ・ 自校内での教師の活動は容易に認識されるが、地域や国レベルの組織のために活動する教師の活動の認識は難しい。
- ・ 教師にとって出張の財政補助は、授業時間内でそれが協会のための場合には、現状では各学校の責任でなされている。現在地方教育委員会からの補助は希である。もしも全国レベルの役員となる場合、いくつかの学校ではそうした教師を支えられないし、支えたがらないのが現状である。
- ・ もしも教師が自校よりも地域の協会へより多くの時間を割くようであれば、彼／彼女の学校での位置はきわめて厳しいものとなる。

（示唆）

- ・ 地域や全国レベルでの協会の価値ある活動は国や地方政府から公的に認められるべきである。
- ・ 生徒のために働いている全国の学校スポーツ協会の教師の活動は、実践的にも、原理的にも政府が支持すべきである。
- ・ 同じく、地方政府も地域の学校スポーツ協会の活動を支持すべきである。この支持は行政上、人事上の奨励と共に、時間上、財政上でもなされるべきである。
- ・ 学校の内外で、生徒のために、あるいは生徒と共に働く教師は、誠実なものとして、その職務上の業績として、そして職業上の発展として、認められるべきである。

- ・すべての学校は屋内、屋外の適切なスポーツ施設を持つべきである。
- ・屋外施設は芝と人工的コートの混合がよい。
- ・上記の施設が活用できない場合、できるだけ学校に近く、交通の費用がかからない、適切な施設が必要である。
- ・NCSSは学校のプレイングフィールドの売却による消失を危惧している。
- ・今後の売却が見込まれている所ではスポーツカウンシルが相談者であるということを、NCSSは好意的に考える。
- ・教育雇用省 (DEE) 規則九〇九号は次のように改定されるべきである。
 - 学校が必要とするプレイングフィールドの基準を拡大すること。
 - 芝生の領域を確保すること。
 - 適切なサイズのスポーツ区域を可能にすること。
 - グラウンドは質を高め、通常の天候で使用可能なものとする。
- ・プレイングフィールドの売却は嚴重な基準が考慮された後にのみ許可されるべきである。例えば、学校や地域による施設の潜在的活用の可能性、学校と地域の潜在的な成長の可能性、地域におけるオープンスペースとしての領域として。
- ・プレイングフィールドは高水準に維持される必要がある。このための維持管理契約は適切に行われるべきである。
- ・外部団体による施設の過剰使用が学校での活用に有害とならないように、手当てが必須である。(内海・例えば芝生のコートは週七時間使用を限度としている)

7 学校施設の活用

・ N C S S は学校施設の地域活用を奨励する。これは次の点で有益である。

より多くの人々が活用できる。

学校への財政を高める。

学校が地域の重要で有益な部分となるように奨励する。

学校外時間にも、生徒たちに学校を自覚させることができる。

他では不可能なようなコースを始める。

可能などころでは施設活用と経験者との交換を始める（例えば、地域クラブが学校のフィールドを活用し、その代わり生徒のためのコーチを提供する。）

・ 学校は次の事項を認識しておくべきである。

施設の賃貸は、学校の主要な目標、教育を犠牲にしてなされるべきではない。

学校に対するガイダンスが必須である（例えば、地域教育委員会から）。

施設を維持管理するスタッフは、十分な時間を保証され、またそのための教育を受けるべきである。この仕事は教師としての日常業務に対する付加的な分担であってはならない。

施設の摩耗、破壊、維持そして設備の破損、損失等が考慮される必要がある。（例えば、グラウンドの過剰使用は授業や部活動に障害となるであろう。）

学校外組織への施設貸出を拡大して、部活動の使用を縮小すべきではない。

8 過熱 (Overplay)

・スポーツへのバランスのとれた接近はすべての子にとって必要である。しかし不幸にして、時には次のように、過重な期待が子どもたちに注がれる。

上手な子は多くの種目で上手である。

上手な子どもたちのためにスポーツが競争される。

チーム同士が子どもたちの功績のために競争される。

過剰なトレーニングで子どもたちの成長に危惧がある。

大人たちが自分の勝利への欲求で時折子どもを煽る。

過剰なコーチや練習は過熱と同様である。

スポーツへの過剰な時間が子どもたちの他の生活時間（例えば、宿題、地域の付き合い、他のスポーツ）と対立する。

・子どもたちへの有害な影響は次のように現れる。

身体的な酷使が大きい。

過剰な運動や休憩の欠如が多く怪我を引き起こす。

精神的な酷使が大きい。

将来のスポーツへの熱意が危機である。

他の関心事への時間がない。

尊厳性が欠如する。

活動の質が低下する。

逆に、特別な能力を持たない普通の子どもたちにとっては活動機会が不足する。

（示唆）

- ・子どもたちの高度スポーツへの参加はそれぞれ長所短所があることを親たちは認識すべきである。
- ・親たちは子どもたちの参加を注視すべきである。
- ・子どもたちが、宿題、スポーツ、他の活動、社交等のバランスのとれた生活を営めるように、学校は親たちとの協同をとるべきである。
- ・学校、スポーツクラブ、その他の諸組織は、彼らが子どもたちに対して有している責任を認識すべきである。
- ・学校、スポーツクラブ、そして諸組織は必要であれば活動計画を修正する必要がある。（例えば、ゲーム数を減らしたり、規模を縮小するなど）
- ・子どもの参加の質は、子どもの全面的発達と忠実さのバランスで計られるべきである。
- ・素質はそれ程ないが熱意のある子どもたちのために十分な機会が提供されるべきである。
- ・最終的な手段として、過熱を防ぐために法的規制もやむを得ない。

9

学校でのコーチ

- ・NCSSは学校や学校スポーツ協会に適確なコーチが関わることを奨励する。
- ・次のような手当てが取られるべきである。

コーチは、教師に代ってでなく、教師と共に活動すべきである。この関係はコーチ契約が終了した後も継続する。

コーチは競技団体の発行する適切な資格を有するべきである。

コーチは性格が良好であり、生徒と活動するに適した人であり、正しいマナーを有し、目標と制約を認識すべきである。

コーチは、特別に意図されているのであれば、特別な能力を持った子を選び出して特別なコーチングをしてはならない。

生徒による出費はできるだけ避けるべきである。必要な場合は最小限に止める。

コーチの学校への招聘は合理的に行われるべきで、同時に多すぎるコーチは混乱を来す。

スポーツの中央組織は、学校とコーチとの連携計画をたてるべきである。

10 教師他の保険

- ・部活動に参加する教師は保険（健康保険、生命保険）に入っておくべきである。これは採用契約の一部であると同様に、ボランティアな活動に対しても該当する。

- ・最近の教師の保険をめぐる状況は不明である。

- ・教師たちは自らの保険実態をチェックすべきである。

- ・その他のボランティアなヘルパー（例えば、退職教師）も、下記のような適格者として、保険を保証されるべきである。

（保証されるべき対象者）

- ・ 自校や他校を問わず、自校の生徒の活動に関わる教師。
- ・ 地域の学校群を包摂する学校スポーツ協会に参加する教師。
- ・ コーチ、監督、部長、審判、医務員等の人々。

（保険の加入責任者）

- ・ 教育委員会は、教師やその他の人々の生徒へのボランティアな活動の努力を認識すべきであり、そうした活動が保険で適切にカバーされるようにすべきである。
- ・ いろいろな保険がそれぞれに行われている…スポーツ種目の全国組織、学校スポーツ協会の地域連盟、教員組合、その他保険会社。

（推奨される最低限の保険）

- ・ 第三者への責任…第三者の人身、物的被害への補償
 - ・ 専門的な賠償…背任、怠慢、誤解、経営不振による財政損失への保護
 - ・ 人身事故…活動中に起きた教師やヘルパーの傷害への補償
 - ・ 自動車保険…もしも生徒たちが乗員となるならばこれが必要。
- （生徒たちの保険）

- ・ NCS Sは、スポーツ活動に参加する生徒の保険を、学校や親たちが考慮することを推奨する。

（財政上のメッセージ）

- ・ 教師生活のもっとも生き甲斐のある部分の一つは部活動への参加であるが、それに伴う危険性にも注意は払われ

るべきである。フェアプレイ精神を維持することはこの種の問題を幾分なりと減少させる効果を持つ。

11 親のガイドライン

- ・教師たちは親の援助や支持を大変に喜ぶ。
- ・学校スポーツや部活動の長所は深淵である。
- ・不幸にも、過剰な熱意から過熱を煽る親も存在する。このガイドラインはこれまでに合理的なものとして受け入れられて来たものを、熱意ある親たちへのガイドラインとして企画されたものである。
- ・PTAは部活動に強い関心がある。

- ・PTAは親の中に、コーチや審判として学校時間外に援助してもらえる有資格者を把握している。
- ・有資格者ではないが、学校チームやクラブへ援助しようと望んでいる親がいるかもしれない。
- ・親たちがコーチや審判員資格を取得したり、指導者表彰計画に応募したりするように奨励される。
- ・親たちは他の方法で援助できるかもしれない。

会場の準備（例えばネット張り）

運動着の洗濯（可能であれば当番制で）

水やお茶の接待

管理への参加

- ・何らかの形で常に教師が付き添っていることが強く求められる。そうでなければ、学校の保険政策は説得力がない。

- ・常に、親たちは教師が参加していることを求める。
- ・親たちは自分の子ども、その他の子どもにたいして、例えばフューアープレイの大切を自覚できるような良き事例を示すべきである。
- ・学校のスポーツは、単に子どものスポーツ能力の発達ばかりでなく、人間としての全面的な成長の一部であることを認識すべきである。
- ・参観者としての親のあり方
 - 自分のチームを激励する
 - 相手チームや審判員を含むすべての参加者の中で、技術、熱意、行動を認識すべきである。
 - 勝利、敗北、引き分けに対して、すべての選手や審判員の努力を称える
 - ゲームの重要性についての釣り合いの取れた感覚の維持。
- ・参観者として次のことは行うべきではない。
 - 他の人々をけなすこと…選手、教師、審判、コーチあるいは他の参観者
 - 自分の子どもや他の子に口出しすること
 - 勝利がすべてに優先すると考えること
- ・親と教師と学校の間の絆は協同によって高められる。